史跡 加曽利貝塚保存活用計画

（案）

平成　　年　　月

千葉市教育委員会

巻頭写真1：平成2(1990)年　南から

巻頭写真2：昭和48(1973)年　南から

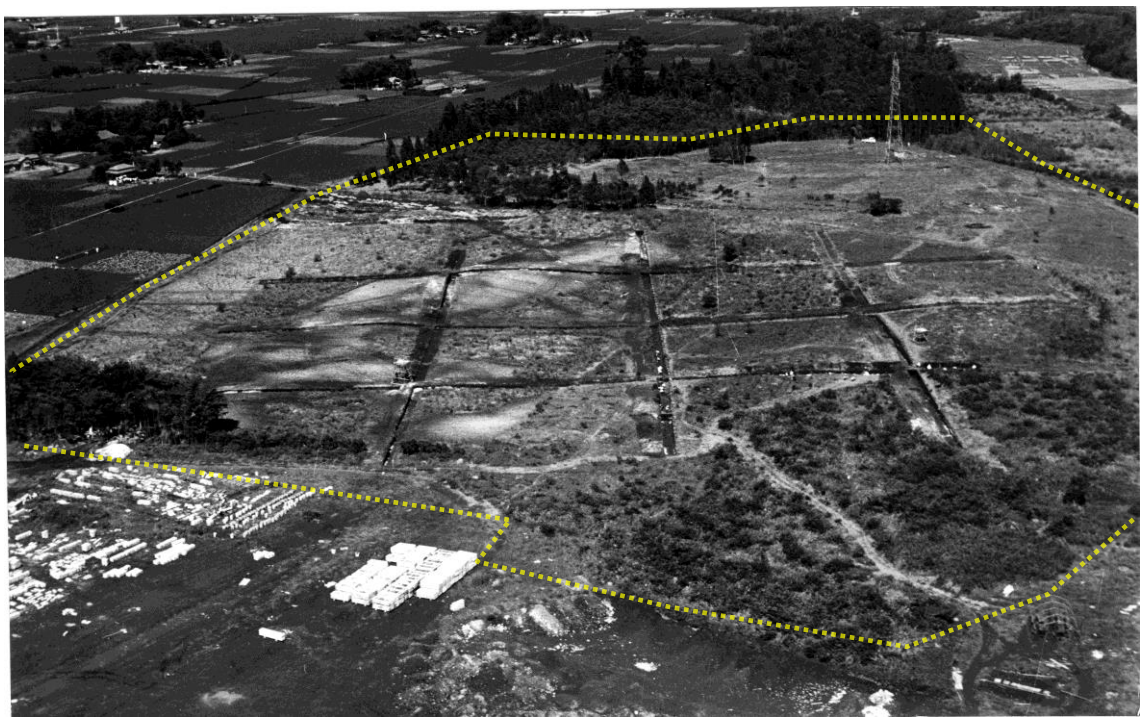

巻頭写真3：昭和39（1964）年　南から

巻頭写真4：昭和37（1962）年　南から

序　　文

千葉市は旧石器時代から近世まで各時代の遺跡が数多く残されています。特に縄文時代には「貝塚のまち」と呼ばれるほど、貝塚が日本で一番密集しています。

また、市内にある5か所の史跡貝塚を保存・活用していくため、千葉市教育委員会では、平成27年度に日本を代表する考古学の学識経験者や造園学、地元商工会関係者などで構成した史跡保存整備委員会を設置しました。

まず初めに史跡加曽利貝塚の保存活用計画を策定する目的のため、この委員会内に史跡加曽利貝塚保存活用計画書策定部会を設け、2年間にわたる現地調査と慎重な協議を重ね、貴重なご意見とご指導のもと、ここに本書を刊行するに至りました。

この計画書に基づき、基本計画・基本設計を策定し史跡の保存と活用のための整備を行うとともに、市民により親しんでいただけるようなガイダンス施設の設置なども進めてまいります。

末筆ながら、ご多忙のなかをご協議いただきました委員の皆様および県教育庁担当者様と文化庁調査官様に感謝いたします。

平成　　年　　月

千葉市教育委員会

教育長　　志村　修

例　　言

1. 本書は千葉県千葉市若葉区桜木2丁目および8丁目に所在する史跡 加曽利貝塚の保存活用計画書です。

2.　この保存活用計画は千葉市教育委員会が平成27（2015）年度に設置した「史跡加曽利貝塚保存活用計画策定部会」（赤坂信部会長）における2か年の協議によりまとめられ、千葉市教育委員会が編集・発行するものです。

3. 本事業の事務は千葉市教育委員会生涯学習部文化財課特別史跡推進班が担当しました。

4. 本書の作成にあたり、一部の業務を下記の通り委託しました。

平成27（2015）年度

「史跡加曽利貝塚保存活用計画策定支援業務委託（H27）」 株式会社 常 葉（測量および地図整理）

「史跡加曽利貝塚自然環境調査結果とりまとめ業務委託」 株式会社 緑生研究所

「加曽利貝塚博物館のあり方に関する基礎調査業務委託」 株式会社 トータルメディア開発研究所

平成28（2016）年度

「史跡加曽利貝塚地籍調査及び合筆登記業務委託」（公財）千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

「史跡加曽利貝塚自然環境調保全マニュアル作成業務委託（H28）」 株式会社 緑生研究所

5. 本書の作成にあたり、多くの方々および機関・団体に、ご指導、ご協力をいただきました。ここに記して、深く感謝いたします。

6. 史跡加曽利貝塚の本質的な価値を明確化し、適切な保存管理に基づいた、活用・整備を行うために、保存活用計画書を下表のように構成しました。

表：本計画書の構成

章	内　容
第1章　計画策定の目的と沿革	保存活用計画の目的と、策定の沿革
第2章　史跡の概要	加曽利貝塚の概要とその周辺の環境を説明
第3章　史跡周辺の環境	
第4章　史跡の価値の整理	加曽利貝塚の史跡としての価値の明確化
第5章　史跡の課題の整理	史跡が抱える問題点と課題を把握
第6章　史跡の保存管理	課題を踏まえた基本方針と課題解決のための方法を提示
第7章　史跡の活用	
第8章　史跡の整備	
第9章　運営体制	
第10章　施策と進捗管理	施策の実現に向けた進捗管理の方針を提示
巻末資料	市の施策、ボーリングデータ、文献一覧等

目　次

第1章　計画策定の目的と沿革 1
　第1節　計画策定の目的 1
　第2節　現行施策における本計画の位置 1
　第3節　計画策定事業 3
　　1　計画策定部会の設置 3
　　2　計画策定事業の経過 6
　　3　本計画策定上の留意点 6
第2章　史跡の概要 7
　第1節　史跡加曽利貝塚の概要 7
　第2節　発掘調査と研究成果 11
　第3節　史跡指定状況 14
　　1　指定に至る経緯 14
　　2　指定の状況 15
　　3　指定地の状況 19
　　4　規制及び関連法規 20
第3章　史跡周辺の環境 25
　第1節　自然的環境 25
　　1　位置 25
　　2　地形 26
　　3　地質 27
　　4　湧水 29
　　5　気候 29
　　6　動植物 30
　第2節　歴史的環境 33
　　1　旧石器時代 33
　　2　縄文時代 33
　　3　弥生時代 33
　　4　古墳時代から平安時代 33
　　5　中世以降 34
第4章　史跡の価値の整理 35
　第1節　加曽利貝塚の本質的価値 35
　　1　東京湾沿岸に分布する大型貝塚を象徴し、環状と馬蹄形が連結する特異な形状 ... 35
　　2　縄文人の暮らしを紐解く情報の宝庫である良好な保存状態の貝層 35
　　3　縄文時代の景観を今に伝える、代表的な拠点集落 36

４ 自然と調和した持続可能な社会を築き、2千年続いた貴重な集落 36
第2節 新たな価値評価 37
１ 近代考古学発展に寄与 37
２ 縄文土器編年の標準遺跡として土器研究の発展に寄与 37
３ 全国初の市民主導による遺跡保存の実現 38
４ 野外博物館の実践と、それを支える保存科学の試み 38
５ 縄文時代と現代をつなぐ谷津と里山景観 39
第3節 史跡構成要素 39
第5章 史跡の課題の整理 41
第1節 本章の位置付け 41
第2節 史跡が抱える課題 41
１ 史跡を構成する要素に関する課題 41
２ 調査研究の停滞が招いた課題 44
３ 史跡及び博物館利用状況に関する課題 44
４ 運営に関する課題 46
第6章 史跡の保存管理 47
第1節 保存管理基本方針 47
第2節 管理の方法 48
１ 安全管理 48
２ 施設管理 50
３ 植栽管理 51
第3節 現状変更等の取扱基準 53
第4節 現状変更に伴う許可申請区分 53
第5節 保存管理のための地区区分 54
１ A地区 （貝層とその内部の凹地） 56
２ B地区 （台地上の平坦地） 56
３ C地区 （河岸段丘上の平坦地） 56
４ D地区 （緩斜面の緑地） 57
５ E地区 （急斜面の緑地） 57
６ F地区 （施設地区） 57
第6節 出土遺物の保存と管理 58
第7節 記録資料の保存と管理 58
第8節 指定地公有化の方針 58
第9節 周辺との一体的な保全と追加指定 58
第7章 史跡の活用 59
第1節 史跡活用基本方針 59
第2節 活用の方法 59
１ 研究分野における活用 59
２ 教育分野における活用 60

３ 社会教育分野における活用 60
４ 地域における活用 61
第8章 史跡の整備 64
第1節 史跡整備基本方針 64
第2節 整備の方法 64
１ 保存のための整備 65
２ 活用のための整備 65
第3節 史跡整備と生物の調和 65
第4節 史跡整備と環境影響評価 67
第5節 ゾーンニング 68
第9章 運営体制 71
第1節 目指すべき運営と体制 71
第2節 各体制の構築 71
１ 調査研究体制 71
２ 史跡の管理体制 71
３ 市民との協働体制 71
４ 庁内関係部局との連携体制 71
第3節 円滑な運営のための方策 72
第10章 施策と進捗管理 73
第1節 実施すべき施策とそれに掛かる期間 73
１ 短期的整備 （4か年 2017～2020） 73
２ 中長期的整備 （6か年 2021～2026） 73
第2節 実施計画総括表 73
第3節 施策の到達進度を把握する指標の設定 74
第4節 施策の進捗管理のための具体的手法 75

巻末資料1 史跡現況写真 78
巻末資料2 千葉市の現行施策（抜粋） 84
巻末資料3 社会的環境 87
巻末資料4 博物館来館者の推移 95
巻末資料5 ボーリングデータ 96
巻末資料6 自然環境文献調査 109
巻末資料7 関連文献 110
巻末資料8 新聞記事見出し一覧 117
巻末資料9 文化財保護法（抜粋） 119

第1章　計画策定の目的と沿革

第1節　計画策定の目的

史跡加曽利貝塚は、全国に2,700か所あると言われている縄文時代の貝塚の中でも、最大級の規模を誇る貝塚として知られています。自然に左右される狩猟採集によって食料を調達しながらも、縄文人たちが、約2,000年もの間、同じ場所に住み続けることができたのは、彼らが自然との調和と共生を実現し、持続可能な社会を築いていたという証に他なりません。

この貴重な歴史遺産である史跡加曽利貝塚の価値を確実に未来へ守り伝えていくことはもとより、多くの人々が史跡に親しみ、当時の人々のくらしに触れることで、その価値を広く知ってもらえるよう、史跡の保存活用を推進していきます。

本計画は、今後の加曽利貝塚における保存、活用、整備の基本方針を定めるとともに、それを実現するための方法を示すことを目的としています。

史 跡 加 曽 利 貝 塚 の 目 指 す べ き 姿

- ○ 縄文文化と貝塚を究明し、調査研究の成果を世界に発信していく拠点
- ○ 研究成果に基づき、縄文時代の景観と人々の暮らしが体感できる史跡
- ○ 多くの人が集い、地域交流の中核を担う史跡

第2節　現行施策における本計画の位置

本計画を確実に実行していくためには、組織体制を整え、保存と活用のための予算を確保しなければなりません。そのためには、本計画を市民の理解を得た市の施策体系の中に位置付けられたものとすることが必要です。

基本構想のもと、将来を見据えた中長期的な市政運営の基本指針として「千葉市新基本計画」が策定され、さらに新基本計画に示すまちづくりの方向へ進むために、重点的、優先的に取り組む事業を具体的に示した「実施計画」がまとめられています。

＊詳細は巻末資料の「千葉市の現行施策（抜粋）」を参照してください。

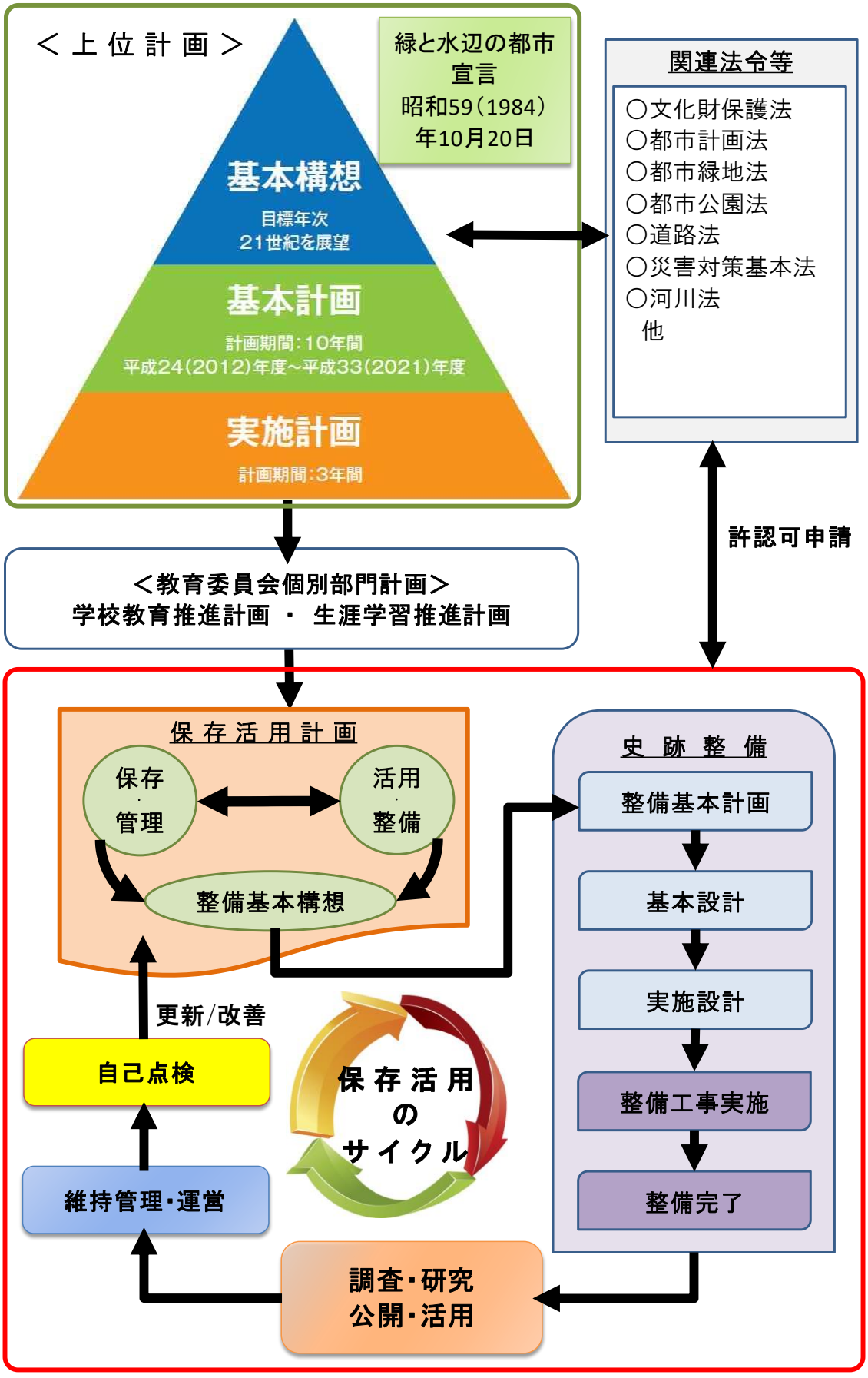

図1-1：上位計画体系と本計画の位置

第3節　計画策定事業

1　計画策定部会の設置

千葉市では有識者、地域住民から広く意見を取り入れるため、千葉市史跡保存整備委員会を設置し、その下部組織として、「史跡加曽利貝塚総括報告書編集部会」と「史跡加曽利貝塚保存活用計画策定部会」を組織しました。

史跡保存整備委員会は考古学、保存科学、造園学、自然環境、集客観光など多方面の学識経験者7名で構成されています。保存活用計画策定部会は、史跡保存整備委員会に属する委員に地元自治会より1名を加えた8名で構成されています。総括報告書編集部会は親会である史跡保存整備委員会に所属する考古学を専門とする3名の委員に加え、5名の考古学専門家を加えて、8名で構成しています。

それぞれの部会では文化庁記念物課と千葉県教育庁文化財課より、オブザーバーを迎え、ご指導いただきました。

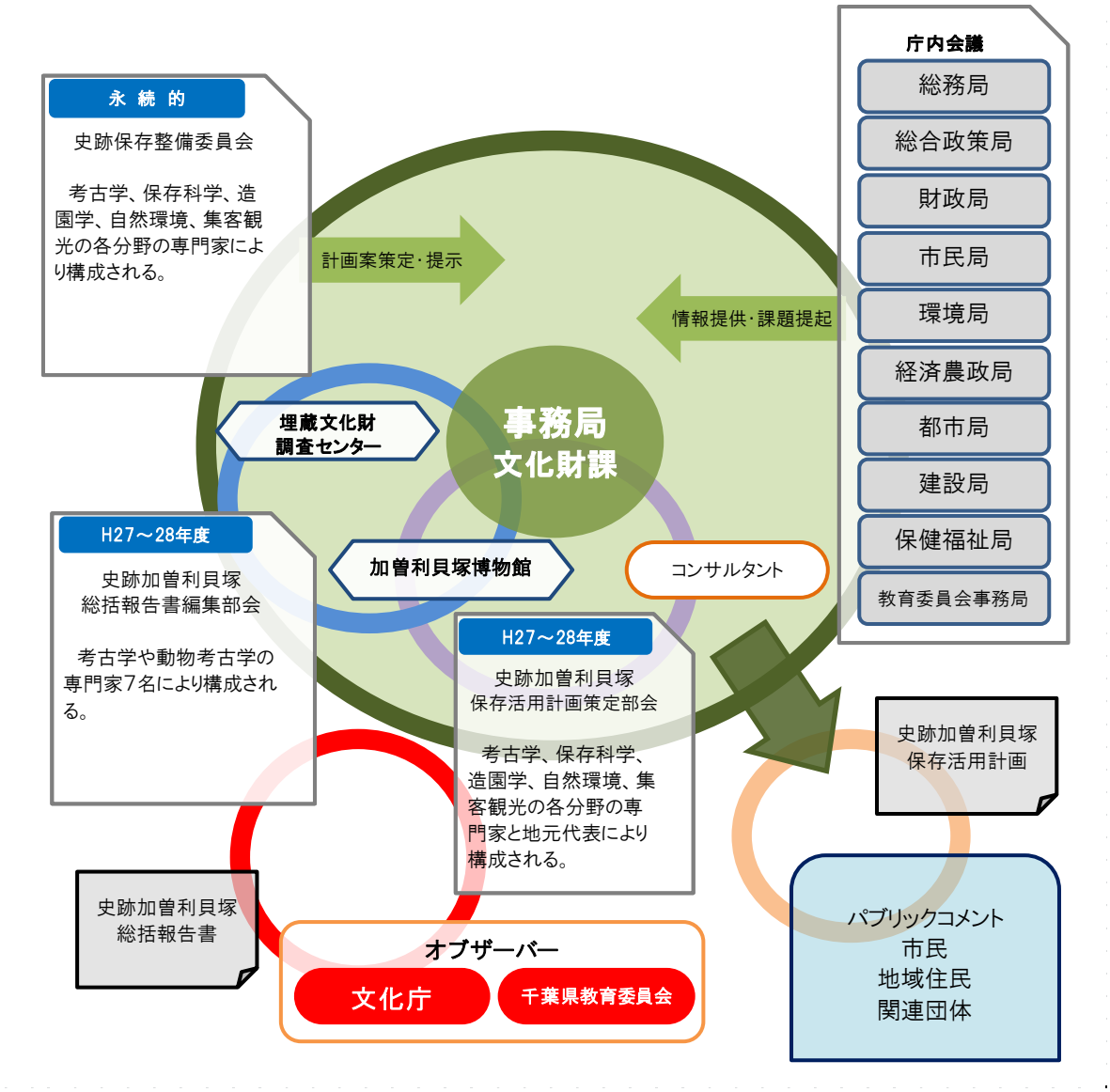

図1-2：史跡保存及び整備の体制

表1-1：千葉市史跡保存整備委員会構成委員

No.	氏　名	所　属	専門分野	役　職
1	岡本　東三	千葉大学名誉教授	考古学	委員長
2	青木　繁夫	東京芸術大学客員教授	保存科学	副委員長
3	赤坂　信	千葉大学名誉教授	造園学	委員
4	設楽　博己	東京大学教授	考古学	委員
5	高橋　龍三郎	早稲田大学教授	考古学	委員
6	竹内　恵智郎	千葉市中心市街地まちづくり協議会会長	集客観光	委員
7	中村　俊彦	（公財）日本自然保護協会参与	自然環境	委員

表1-2：史跡加曽利貝塚保存活用計画策定部会構成委員

No.	氏　名	所　属	専門分野	役　職
1	赤坂　信	千葉大学名誉教授	造園学	部会長
2	設楽　博己	東京大学教授	考古学	副部会長
3	岡本　東三	千葉大学名誉教授	考古学	委員
4	青木　繁夫	東京芸術大学客員教授	保存科学	委員
5	高橋　龍三郎	早稲田大学教授	考古学	委員
6	武　孝夫	元ほおじろ台自治会会長	地元代表	委員
7	竹内　恵智郎	千葉市中心市街地まちづくり協議会会長	集客観光	委員
8	中村　俊彦	（公財）日本自然保護協会参与	自然環境	委員

表1-3：史跡加曽利貝塚総括報告書編集部会構成委員

No.	氏　名	所　属	専門分野	役　職
1	高橋　龍三郎	早稲田大学教授	考古学	部会長
2	佐藤　孝雄	慶應義塾大学教授	動物考古学	副部会長
3	石川　日出志	明治大学教授	考古学	委員
4	泉　拓良	京都大学特定教授	考古学	委員
5	大貫　静夫	東京大学教授	考古学	委員
6	岡本　東三	千葉大学名誉教授	考古学	委員
7	設楽　博己	東京大学教授	考古学	委員
8	藤尾　慎一郎	国立歴史民俗博物館副館長	考古学	委員

表1-4：指導・助言機関

No.	氏　名	所　属	役　職	年　度	担　当
1	水ノ江　和同	文化庁記念物課	文化財調査官	H27~H28	総括報告書
2	浅野　啓介	文化庁記念物課	文化財調査官	H27~H28	保存活用計画
3	大内　千年	千葉県教育庁教育振興部文化財課	主任上席文化財主事	H27	総括報告書
4	加納　実	千葉県教育庁教育振興部文化財課	埋蔵文化財班長	H28	総括報告書
5	矢本　節郎	千葉県教育庁教育振興部文化財課	主任上席文化財主事	H28	保存活用計画
6	神野　信	千葉県教育庁教育振興部文化財課	主任上席文化財主事	H27~H28	保存活用計画

（敬称略）

表1-5：史跡加曽利貝塚保存活用計画策定部会開催概要

	開催日	開　催　場　所	検　討　内　容
第1回	平成27年7月８日	加曽利貝塚博物館	臨時委員の委嘱及び、部会長・副部会長の選任。 史跡加曽利貝塚の概要説明および現地視察。
第2回	平成27年10月19日	千葉市教育委員会事務局 第1会議室 （千葉ポートサイドタワー 12階）	資料整理進捗報告及び史跡構成要素の精査。 復原集落周辺の環境整備事業の検討。
第3回	平成28年8月18日	千葉市教育委員会事務局 第２会議室 （千葉ポートサイドタワー 12階）	保存活用計画事務局案の検討。 博物館の移転と候補地について説明。
第4回	平成28年10月5日	千葉市教育委員会事務局 第1会議室 （千葉ポートサイドタワー 12階）	保存活用計画事務局案の検討。

図1-3：部会開催風景

2　計画策定事業の経過

保存活用計画策定に際し、以下の業務委託を実施しました。

(1)測量関連委託

「基準点測量及び史跡境界確認測量」

・今後の整備をしていく上で必要となる3級及び4級基準点の設置。

・亡失している史跡境界杭の復元。

「地理情報整備」

・既存図面や航空写真等のデジタル化。

・地理情報システム(GIS)背景図の整備。

(2)自然環境関連委託

「自然環境調査のとりまとめと更新」

・これまで加曽利貝塚周辺で行われた自然環境調査や関連する文献をとりまとめ、この地域の自然環境を概観する。

・平成2(1990)年度作成の現存植生地図の更新。

「自然環境ワークショップの開催」

・加曽利貝塚周辺で自然保護に取り組んでいる方々とワークショップ形式で情報交換を行い、過年度の自然環境調査結果の更新や、これからの環境保全対策の方針などについて協議する。

図1-4:ワークショップ開催の風景

「自然環境保全マニュアル作成」

・動植物の保全、植栽管理など自然環境を総体として保全していくためのマニュアルの作成。マニュアルの内容は今後の保全活動や自然保護グループとの継続的なワークショップ等を通して、実態に即したものに調整していく。

3　本計画策定上の留意点

本計画は、今後の学術的調査の進展、社会情勢や自然環境の変化を勘案し、概ね10年毎に見直しを行うこととし、長期的視野に立った整備計画の策定及び具体的な改修計画等については、文化庁、千葉県教育委員会の指導のもとに実施することとします。

第2章　史跡の概要

第1節　史跡加曽利貝塚の概要

加曽利貝塚は直径約140mの環状(ドーナツ状に貝が積まれている貝塚)に広がる縄文時代中期の北貝塚と、直径約190mで北東に開口部をもち、馬蹄形(馬のひづめ形に貝が積まれている貝塚)を呈する縄文時代後期の南貝塚で構成されています*。二つの貝塚は南北に連結し、8字状あるいはメガネ状の特異な形状をする日本最大級の貝塚として知られています。

*史跡指定の説明文では、北貝塚は直径130m、南貝塚は長軸170mとされていましたが、昭和63年に作成した1/500詳細地形図と昭和61(1986)年の地中レーダー探査の結果から、当初想定されていた以上の規模を持つ貝塚であることが分かりました。

明治時代から100年以上の調査・研究の歴史があり、100軒以上の竪穴住居跡やそれ以上の数の貯蔵穴跡、長径19m・短径16mの大型建物跡などが貝層の内外から見つかっています。史跡加曽利貝塚は、貝塚とその周辺に位置する集落を一体的に保存できた稀有な例としても知られ、史跡周辺に保全された緑地とともに縄文の景観を実体験することができます。

ただし、実際に発掘調査された面積は史跡全体の7%未満、貝層部に限ると3%未満が調査されたに過ぎず、今なお多くの課題と可能性を秘めた遺跡と言えます。

図2-1：史跡加曽利貝塚を南から望む(平成8(1996)年頃)

北貝塚は加曽利EⅠ・Ⅱ式期、南貝塚は堀之内1式期から加曽利B1・2式期をピークとし、縄文時代晩期初頭まで貝層の形成が続いています。いずれもイボキサゴとハマグリが主体で、アサリ、シオフキ、オキシジミなどを含む海水産の貝塚です。貝塚の中にはクロダイ、マダイ、アジ、スズキなどの魚類、シカ、イノシシ、タヌキ、アナグマなどの哺乳類、ガン、カモ、キジなどの鳥類の他、50種類を超える骨などの動物遺存体が検出されています。

北貝塚の貝層断面観覧施設では、幅約20m、厚さ約1．8mの巨大なレンズ状に堆積（たいせき）した貝層の実物を見ることができます。この貝層には大きく3つの堆積が認められますが、間層（かんそう）も薄く、全体的に密に詰まっているため、短期間に形成されたものと推定されています。また、同じ北貝塚の北東に位置する住居跡群観覧施設では、昭和40（1965）年に発掘された竪穴住居が保存科学の技術を駆使して、そのままの状態で見ることができます。竪穴住居跡の中に貝が堆積してゆき、やがて貝塚となる様子が臨場感を持って観察できます。

南貝塚の貝層断面観覧施設では、厚さ10cm程度の貝層が数mに渡って間層を挟みながら堆積する状況を見ることができます。その中には意図的に水平に均され、上面に焚火（たきび）の跡を持つ層も見られることから、一定期間の投棄（とうき）の後に貝層の上で、当時の人々が生活していた様子が伺えます。また、貝層からは多くの埋葬された人骨や犬の骨が見つかっていることから、貝塚が単なる廃棄の場ではなく、死者を送る神聖な場所であったとも考えられています。

台地の上にある貝塚から坂月川へ下りる緩やかな斜面に長径19mの楕円形をした大型建物跡が、石棒、土偶、特殊な土器とともに発見されています。ここでは、特別な儀式が行われていたのかもしれません。

土器、土製品、石器、骨角器（こっかくき）など多くの遺物が出土していますが、中でも、加曽利貝塚が標準遺跡として採用された加曽利E式土器と加曽利B式土器は縄文時代の時期区分を示す土器型式として非常に重要な役割を果たしています。

図2-2：北貝塚の貝層

図2-3：大型建物跡（東傾斜面）

図2-4：加曽利E式土器と加曽利B式土器

発掘	年	年号	初めてのできごと	分析・研究
上田英吉が学会で紹介，学会誌に掲載される	1887	明治20	**存在が明らかに**。キサゴが多い	（人種論争はじまる）
関東の貝塚地名表に登録された	1892	明治25	**遺跡として登録**	
採集した土器・石器計8点が東大に寄贈された	1894	明治27	出土遺物の保管	（丘浅次郎が貝塚産貝類63種を図示）
全国の遺跡地名表に登録された	1897	明治30		
東京人類学会第3回遠足会。直後の発掘で初めて埋葬人骨を発見	1907	明治40	初の発掘記録，初の人骨発見	（全国で大量の人骨発掘）
東京人類学会第5回遠足会	1915	大正4	日本一の貝塚という認識が広がる	小田桐健二が出土貝類13種を記載。（江見水蔭の貝塚ムキミ屋説＝初の大型貝塚論）
＜人骨や遺物収集から発掘調査へ＞				
史前学会貝塚見学遠足会発掘。**測量図をつくり調査地点が示される**	1922	大正11	**8の字状につながる貝層を把握。地点を定めた調査がはじまる**	（矢倉和三郎が全国48貝塚の貝を集成）
東大人類学教室がB地点・E地点を発掘。地点と層位による土器の違いが把握される	1924	大正13	**土器から年代を知る研究＝近代的な考古学の第一歩**	八幡一郎が発掘報告。貝層下にも遺物が存在することを確認
汎太平洋学術会議で7か国の学者が小発掘。平瀬信太朗が貝類記載	1926	昭和元		平瀬信太朗が出土貝類を記載。（姥山貝塚で初めて完全な住居跡発掘）
杉山寿栄男が注口土器，異形台付土器，浅鉢を紹介	1927	昭和2		
史前学会がA地点の南部を発掘。	1928	昭和3	加曽利E式・B式の年代位置づけ	（山崎貝塚で初めてサンプル採取・貝種組成）
第一早稲田高等学院史学部が発掘（～10年）	1934	昭和9	貝層の詳細な観察・記録。粉砕キサゴ・焚火跡に注目	（田沢金吾が貝塚の形状分類）
史前学会見学遠足会発掘，測量図作成	1936	昭和11	発掘地点が地図に記録された	
大宮守誠が一昨年の，史前学研究所が前年の発掘報告	1937	昭和12	二つの報告書で初めて貝層や埋葬人骨の詳細な報告	大宮が焚火跡と粉砕キサゴを観察・考察。史前学研究所が人骨出土状況の詳細を記録。多数の貝類を記載
明大が北貝塚東側を発掘，正確な貝層の測量図をつくる。加曽利E Ⅰ式とⅡ式が層区分できることを確認。人骨腰部からイモガイ製品出土	1958	昭和33	土器型式の細分を確認	（大倉南貝塚で動物骨の種・部位組成を数量化。芹沢長介の大型貝塚＝日常消費説）
＜保存問題に対応した発掘＞				
北貝塚の2地点を発掘（第1次）。住居群と住居内の人骨群	1962	昭和37	**北貝塚の住居群を把握**	（酒詰仲男の大型貝塚＝物々交換の市場説）
南貝塚の貝層を縦横に切るトレンチ調査（第2次）。中央部の面的な発掘の途中で中断し，翌年埋め戻し	1964	昭和39	**南貝塚の貝層・遺構の詳細，中央窪地の晩期包含層を把握**	（38.下総考古学研究会が中峠貝塚の発掘研究）
南貝塚発掘区埋め戻し。北貝塚発掘（第3次），住居群を調査	1965	昭和40		
北貝塚発掘（～42年。第4次），貝層断面を確認	1966	昭和41	発掘断面を露出展示	博物館開館，東京湾の貝塚文化をテーマとする
北貝塚発掘（第5次），東傾斜面発掘（第6次）	1968	昭和43	後期中葉のテラス状遺構を発見	
	1969	昭和44		庄司克が南貝塚貝層下部平坦面の焚火跡を報告
東傾斜面確認調査（～47年。第7次）。早前期遺構発見。**北貝塚国史跡指定**	1970	昭和45	中後期遺構の広域分布を確認	新井司郎による縄文土器製作技術研究
	1972	昭和47		堀越正行が貝塚分布から集落・社会を考察
東傾斜面発掘（第8次）。大型建物跡発見，石棒や異形台付土器を伴う	1973	昭和48	**干貝加工場説発表。大型建物跡の発見**	新井司郎『縄文土器の技術』刊行。後藤和民の大型貝塚＝干し貝加工場説
	1974	昭和49	干貝加工場説の根拠が示される	堀越正行が貝塚論を総括，貝層中の焚火跡から干貝生産を想定，後藤説を指示。千葉市史で干し貝加工場説の根拠
『加曽利貝塚Ⅰ』刊行（第1次調査報告）	1975	昭和50	遺構・遺物の個別記載，人骨の解剖学的記載	初めて今日的な体裁の報告
『加曽利南貝塚』刊行（第2次調査報告）	1976	昭和51	南貝塚大発掘，遺跡の立地・地形の分析成果	『千葉市史資料編1』に遺構・遺物の写真・実測図が多数掲載された。
西外縁部工事立会（第12次）。『加曽利貝塚Ⅲ』（第3・4次），『加曽利貝塚Ⅳ』（第5・6次）刊行。**南貝塚・東傾斜面追加指定**	1977	昭和52	南貝塚，北貝塚の遺構・遺物の概要が明らかに	
＜指定地内の整備・活用と遺跡範囲の検討へ＞				
	1979	昭和54		貝塚爽平らが都川・古山川の珪藻分析
博物館紀要で第7次調査の概要報告	1981	昭和56	中後期遺構の広域分布を公表	東傾斜面の遺構分布や遺物の内容が報告された。 D・パトリシアが貝の消費量・余剰を検討
博物館紀要で第8次調査の概要報告	1982	昭和57	大型建物跡の報告と考察	今井公子が中央窪地の検討，干貝加工場説に疑問を呈す。金子浩昌が動物遺体の研究成果
南側隣接地の県営住宅用地買収と一部着工	1983	昭和58		千葉県の貝塚詳細分布調査報告書刊行
南外縁部確認調査（県文化財センター，第11次）	1984	昭和59		新井重三が縄文時代の石器石材研究成果
調査研究機関・埋蔵文化財調査センター設置	1985	昭和60		
南貝塚～東傾斜面試掘・遺物回収・物理探査（～昭和63年，第9次）	1986	昭和61		富沢威が土器胎土分析。田原裕が花粉分析の成果
田中英世が西外縁部の試掘・踏査等の成果を報告	1987	昭和62	中期後葉の遺構が西側に広がる	
	1988	昭和63		新井重三が石器石材分析の成果
南貝塚Ⅲトレンチを再発掘（～2年，第10次）貝サンプル採取・分析	1989	平成元年	**指定地内初の学術目的の発掘**	
	1999	平成11	**貝層の詳細分析**	樋泉岳二が南貝塚の貝層の研究
	2000	平成12	人骨の集成	木村賛ほか人骨の総合調査
	2001	平成13		阿部芳郎が大型建物跡の研究
	2004	平成16		建石徹ほか黒曜石の原産地分析成果
	2005	平成17	貝層と集落のでき方の研究	阿部芳郎が貝層と集落のでき方を検討
	2008	平成20		諏訪元ほか人骨の分析成果
＜過去の総括と新たな整備・活用へ＞				
北外縁部1次調査（第13次）。**総括報告書作成事業に着手**	2012	平成24	北側の遺構分布を確認	忍澤成視らが貝製品の研究。**各種分析・研究に着手**
北外縁部2次調査（第13次）	2014	平成26		

表2-1：加曽利貝塚研究の歩み

第2節　発掘調査と研究成果

加曽利貝塚は日本考古学の黎明期（れいめいき）の明治20（1887）年に学界に紹介され、明治40（1907）年には東京人類学会による遠足会が開催されました。遠足会自体は人骨や遺物の収集といった内容でしたが、多くの人骨と遺物が発見されたことで、その後の研究に繋がっていきました。

加曽利貝塚が標準遺跡となり、土器型式にその名前が付けられたのは、縄文時代中期の「加曽利E式土器」と縄文時代後期の「加曽利B式土器」です。この名称は史前学会が大正11（1922）年に詳細な地形測量を行い、発掘調査地点を記録した際に使用した地点名に由来します。もっとも、この調査ではA地点からD地点までしか設定しておらず、E地点は大正13（1924）年に東京大学人類学教室の八幡（やわた）一郎、山内清男（やまのうちすがお）、甲野勇（こうのいさむ）らが発掘調査の際に設定したものでした。

昭和37（1962）年からはじまる保存のための発掘調査では、いくつもの新発見が報告され、その重要性が明らかになりました。これを契機に市民による保存運動が活発になり、加曽利貝塚の全域保存への道が開かれました。その後、多くの研究者らによって、動物遺体、貝成長線、古環境、土器胎土（たいど）分析、集落論、石材原産地推定など様々な切り口から、加曽利貝塚を研究する試みがなされてきました。

しかしながら、教育委員会内部において、これらの調査研究を検証し、自分たちの史跡として、解釈する努力が足りませんでした。そのため平成24（2012）年度から、これまでの発掘調査成果を取りまとめる『史跡加曽利貝塚総括報告書』の作成に着手し、加曽利貝塚の特徴の一端が理解できるようになりました。

一方で、これまでの発掘調査は史跡指定面積の7％程度しかないため、分からないことも多く見つかりました。そこで本市では、平成29（2017）年度から計画的に発掘調査を行い、加曽利貝塚の全体像の究明に努めていきます。

図2-5：昭和37（1962）年の発掘調査風景

表2-2：本格的な発掘調査とその成果

	調査年度 調査目的	調査主体	調査概要	発掘 面積	調査成果
1	昭和37(1962) 加曽利貝塚の重要性を確認し、保存運動を推進する。	千葉市教育委員会 委託：千葉市文化会 （武田宗久）	北貝塚東側貝層部2か所（第1・第2地点）の試掘	109㎡	・竪穴住居跡7基（加曽利EⅠ～B2式）を確認 ・第2地点の加曽利B2式期住居より人骨5体発見。 ・北貝塚は縄文中期～後期の集落であることを確認。
2	昭和39-40(1964-65) 工事建設に伴う記録保存調査及び保存のための確認調査	千葉市教育委員会 委託：日本考古学協会 加曽利貝塚調査団 （団長 滝口宏）	南貝塚の貝層部全体を対象とし、幅2m、長さ170mのトレンチを東西、南北に6本設定。	1,612㎡	・南貝塚は南東部に開口した馬蹄形貝塚で、中央に貝層堆積はなく、遺構も少ないことを確認。貝層下や周辺部には阿玉台～安行Ⅲb式期の住居跡32基。住居群の内側に大型ピットが偏在。 ・埋葬人骨27体、土器棺墓4基を発見。
3	昭和40(1965) 野外施設建設に伴う予備調査	千葉市教育委員会 委託： 加曽利貝塚調査団 （団長 滝口 宏）	北貝塚東側貝層部2か所（第1・第2住居跡群調査区）	464㎡	・竪穴住居跡32基を発見（加曽利EⅡ式期主体） ・貝層の形成時期は、第1調査区は後期堀之内Ⅰ式期、第2調査区は中期加曽利E式期が主体を占める。
4	昭和41-42(1966-67) 野外施設建設に伴う予備調査	千葉市教育委員会 委託： 加曽利貝塚調査団	北貝塚西側貝層部にA、B、Cの長さ25mのトレンチを3本設定し、貝層断面を調査。	349㎡	・厚さ1～2mの貝層堆積（加曽利EⅡ主体）を確認。 ・貝層下より阿玉台～加曽利EⅡの住居跡15基を発見。 ・北貝塚における貝殻投棄の位置や方向は時期によって変動することを確認。
5	昭和43(1968) 野外施設の電気ケーブル埋設工事に伴う予備調査	千葉市教育委員会 委託： 加曽利貝塚調査団	北貝塚南側貝層部末端から中央部分にかけて、幅1m長さ29mのトレンチを設定。	230㎡	・貝層部周辺から、竪穴住居跡13基（中期11、後期2）を発見。中期は貝層の内側に、後期は貝層の外側に分布。 ・中央広場より、中期土器片の集中投棄の跡を発見。 ・埋葬人骨3体、埋葬犬骨2体（いずれも中期）を発見。
6	昭和43(1968) 旧大須賀家移築に伴う事前調査	千葉市教育委員会 委託： 加曽利貝塚調査団	北貝塚東側傾斜面下部に東西20m、南北30mの調査区を設定。	364㎡	・加曽利B2式期のテラス状遺構が発見され、その覆土中より石棒・垂飾等の特殊遺物が出土し、生産・生活用具は乏しい。
7	昭和45-47(1970-72) 市立老人ホームの建設に伴う予備調査	千葉市教育委員会 委託： 加曽利南貝塚調査団 （団長 武田宗久）	南貝塚の東側斜面一帯に、4mグリッドを設定し、遺構の確認調査を行う。	5,519㎡	・早期の炉穴、前期～後期の住居跡、中期の貯蔵穴群を発見し、傾斜面一帯も縄文集落の範囲内であると確認。 ・住居跡14基中、小規模の貝塚を伴うものは5基。 ・坂月川に面する、東傾斜面先端部を船着場と推定。
8	昭和48(1973) 博物館の防火貯水槽設置に伴う予備調査	千葉市教育委員会 委託： 加曽利南貝塚調査団	北貝塚の東傾斜面中腹に30m×30mの調査区を設定。	574㎡	・加曽利B2式期の長径19m、短径16mの大型竪穴が発見され、3重の柱穴列がめぐり、外側回廊部に炉跡が点在。 ・床面より石棒、異形台付土器、垂飾・土偶のみが出土。 ・この一帯が祭祀場であったことが分かる。
9	昭和61-63(1986-88) 史跡整備に伴う予備調査	千葉市教育委員会 委託： 歴史環境計画研究所	南貝塚全域の遺構分布の傾向を概査するため、物理探査と試掘調査を行う。	266㎡	・レーダー探査で反応があった箇所や反応がなかった箇所を検証するために幅2mのトレンチを10か所調査。 ・植栽工事予定箇所の試掘調査。100か所以上。
10	平成元-2(1989-90) 史跡整備に伴う事前調査	千葉市教育委員会 委託： 歴史環境計画研究所	史跡整備に伴う確認調査	966㎡	・植栽、南貝塚貝層断面観覧施設、復原住居などの整備に伴う確認調査。貝層断面観覧施設は第2次調査Ⅲトレンチの再調査。
11	昭和59(1984) 県営桜木第二団地建設のための確認調査	千葉県文化財センター	対象エリアの14%の面積でトレンチを設定し、遺跡の広がりを確認。	2,618㎡	・史跡に隣接する調査区北側で中期の住居跡と土坑を確認。このエリアは団地内の公園として現地保存。 ・対象エリアの南側2/3は削平されていることを確認したが、中期から後期の土器が散布している。
12	－ 西外縁部工事立会い	千葉市教育委員会	史跡隣接地での開発工事に係る埋蔵文化財の有無確認。	130㎡	・ガス管埋設や排水溝埋設など調査面積が狭いため、詳しい状況は明らかになっていないが、いくつかの地点で土器片が出土している。
13	平成24・26(2012・14) 加曽利貝塚限界確認調査	千葉市教育委員会	史跡の範囲確認調査	728㎡	・史跡北側に集落が広がっていることを確認。この成果を元に平成28年度に追加指定申請。
			発掘調査面積	13,929㎡	＊指定地外の調査面積含む。

*囲みの番号は表2-2に対応する。

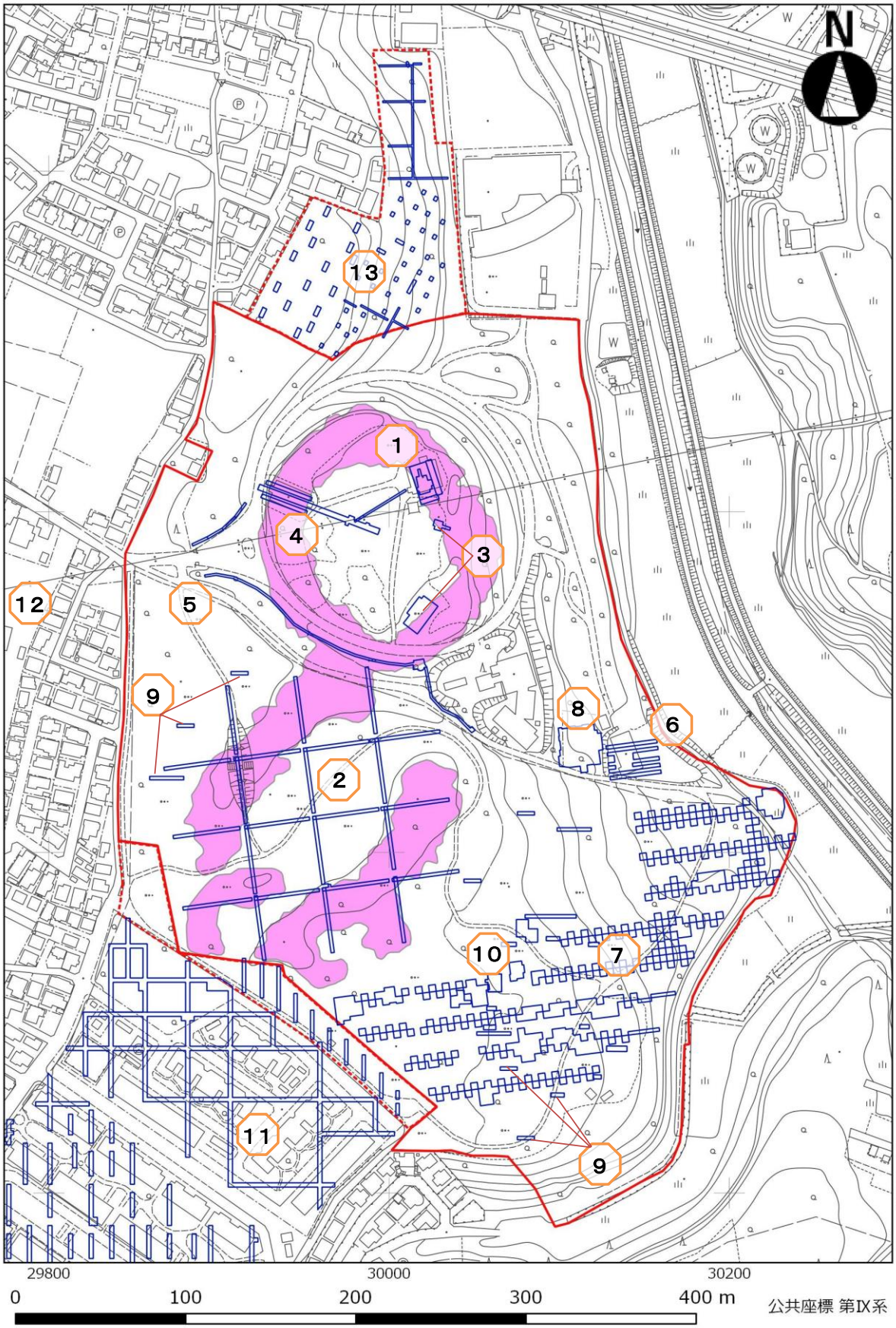

図2-6：史跡内発掘調査範囲

第3節　史跡指定状況

1　指定に至る経緯

昭和35（1960）年8月、宅地造成を計画していた郵政省互助会は加曽利貝塚周辺の用地買収をすすめ、翌年の秋には雑木林の伐採を終えていました。展示会用の写真撮影のため、偶然、現地を訪れた千葉市文化財保護審議会メンバーであった武田宗久（たけだむねひさ）は、杭を打ち込まれ工事が開始されようとしている場面に遭遇しました。

切迫した事態に文化財保護審議会は、全会一致で保存のための発掘調査を了承し、昭和37（1962）年8月3日から16日間の緊急発掘が行われることとなりました。発掘作業は県立千葉高等学校郷土研究クラブ、市立加曽利中学校考古学クラブ、早稲田高等学院生徒有志、早稲田大学学生有志など、多くの学生や地元の方々が参加して行われました。発掘調査終了後は掘削したトレンチの埋戻しを1か月延期し、遺跡の重要性を市民に訴えるために一般公開しました。

昭和38（1963）年2月14日、日本考古学協会は『加曽利貝塚保存に関する要望書』と題して「1. 加曽利貝塚を直ちに指定史跡にすること、2. その全域を買上げること、3. 現地を公園化し、野外博物館的施設をつくること」の3項目を掲げ、同年4月27日の第29回総会において、これを可決しました。

第43回国会では加曽利貝塚の保存についての議論が行われ、全国的な保存への機運が高まり、地元千葉でも同年6月21日に「加曽利貝塚を守る会」が設立されました。千葉駅前などで行われた街頭署名で多くの賛同者を得たことにより、千葉市は北貝塚の用地買収を進めることとなりました。

南貝塚についても、千葉市と加曽利貝塚を守る会は連名で日本考古学協会に発掘調査を依頼し、第30回総会において「学術調査によって重要性を明らかにし、保存の実現を計るべきである」という意見が採択され、加曽利貝塚発掘調査団が組織されました。この調査の結果、改めて加曽利貝塚の重要性が再認識され、貝塚の保存運動は全面保存、加曽利貝塚博物館の開館、史跡指定へと結実し、大型貝塚の全域とその周辺環境は一体として保護されることとなりました。

史跡としては昭和46（1971）年に北貝塚が指定され、6年後の昭和52（1977）年に南貝塚が追加指定を受けています。昭和54（1979）年からは、史跡整備基本構想策定委員会を設置し、史跡整備基本構想の検討に着手しました。これは全国初の試みであり、国内の史跡整備に対する考え方や進め方を大きく変える要因となりました。

昭和61（1986）年には、発掘調査で縄文時代早期から後期にかけての炉跡や住居跡が多数発見された南貝塚の東傾斜面を追加指定しました。この後、5年をかけて南貝塚貝層断面施設の建設、竪穴住居、解説板、園路等の整備、縄文の植栽を復原するための計画的な植樹など、南貝塚を中心とした史跡整備が行われました。

平成24（2012）年と平成26（2014）年に行われた史跡範囲の限界確認調査の結果、縄文時代中期から後期の竪穴住居跡と貯蔵穴跡が発見され、史跡が北側へ延びていることが確認されました。また、都市計画道路用地として街路建設課が管理してきた南側の隣接地が、平成27（2015）年末の道路計画廃止を受けて、文化財課へ移管されることになりました。これを機に、平成28（2016）年7月末に北側隣接地及び南側隣接地を追加指定するための意見具申（いけんぐしん）を行いました。

2　指定の状況

(1)　昭和46(1971)年「北貝塚及びその周辺」の指定

昭和46年3月22日、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、加曽利貝塚は史跡指定を受けました。

【官報告示】
官報　第13273号　昭和46年3月22日付け　文部省告示　第87号
【指定理由】
特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準、史跡の部第1(貝塚)による。
【　説　明　】
千葉市の市街地の東方、都川がなす谷の北側枝谷に面した台地上に位置する縄文時代中期から晩期にかけて形成された貝塚である。貝塚は主として鹹水性(かんすいせい)*の貝殻等で構成された南北2つの相接する馬蹄形貝塚からなる。北貝塚の直径は130メートル、南貝塚のそれは170メートルを有し、わが国最大級の貝塚である。明治時代以来の発掘調査により、縄文時代中期および後期の標式土器が検出され、関東地方における縄文文化編年の標準遺跡となっている。貝塚の規模、形態および内容がすぐれており学術的価値が高い。

*海水産のこと。

(2)　昭和52(1977)年「南貝塚」の指定

昭和52年9月28日、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、史跡加曽利貝塚は追加指定を受けました。

【官報告示】
官報　第15215号　昭和52年9月28日付け　文部省告示　第186号
【指定理由】
特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準、史跡の部第1(貝塚)による。
【　説　明　】
加曽利貝塚は、南北2つの環状貝塚からなっており、現在北貝塚が史跡してされているので、今回南貝塚を追加指定して加曽利貝塚の全域を史跡として保護しようとするものである。

(3) 昭和61(1986)年「南貝塚東傾斜面部」の指定

昭和61年8月16日、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、史跡加曽利貝塚は追加指定を受けました。

【官報告示】

官報　第17853号　昭和61年8月16日付け　文部省告示　第124号

【指定理由】

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準、史跡の部第1(貝塚)による。

【　説　明　】

加曽利貝塚は、縄文時代早期から晩期にかけて形成された日本最大の規模を有するもので、直径130メートルの環状に形成された北貝塚と、直径170メートルの馬蹄形に形成された南貝塚とからなる。今回、南貝塚の指定地に南接する台地の一部に遺構の広がることが確認されたので、これを追加して指定し、その保存を図ろうとするものである。

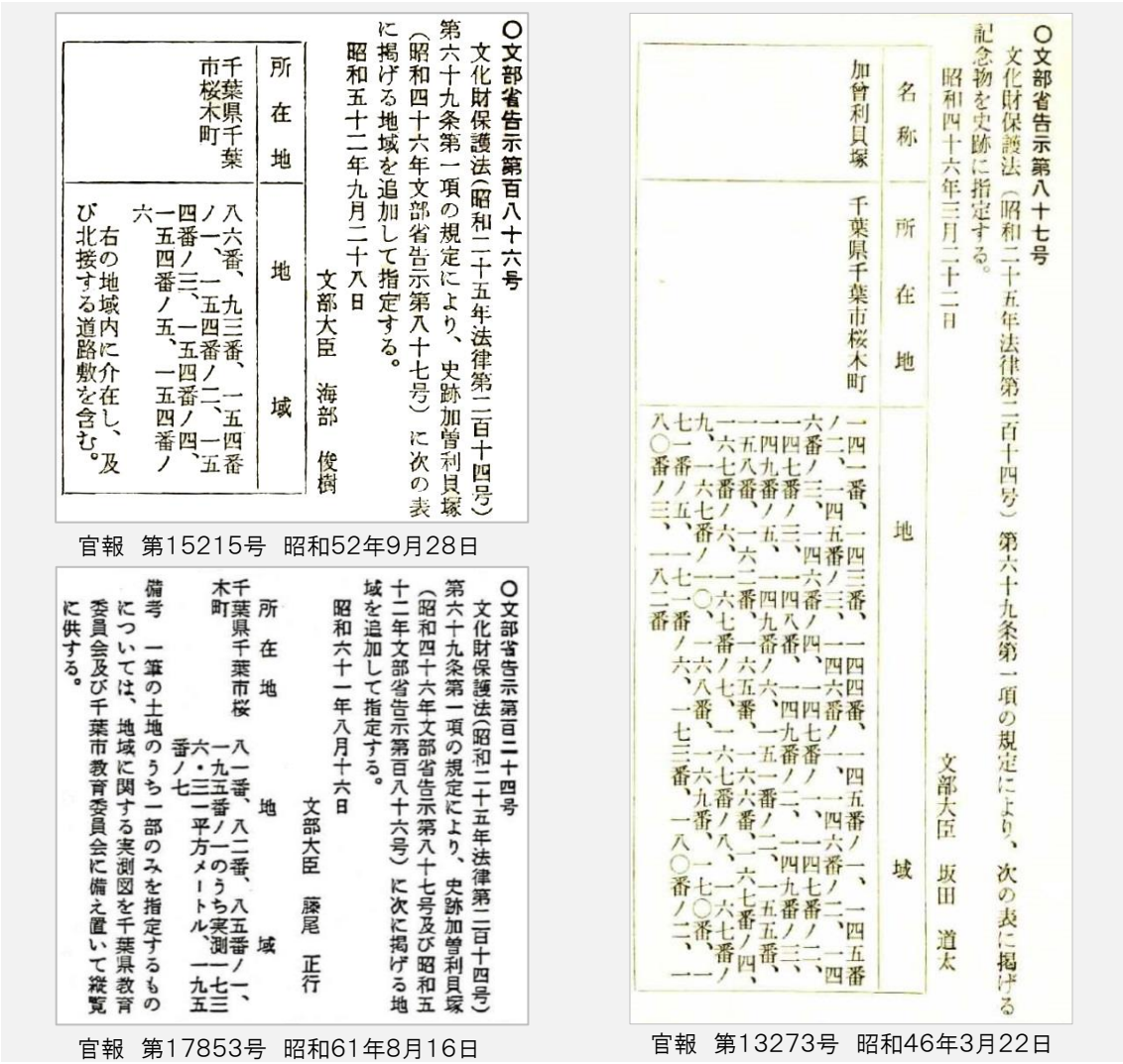

○文部省告示第八十七号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。
昭和四十六年三月二十二日
文部大臣　坂田　道太

名称	所在地	地域
加曽利貝塚	千葉県千葉市桜木町	一四一番、一四三番、一四四番、一四五番ノ一、一四五番ノ二、一四五番ノ三、一四六番ノ一、一四六番ノ二、一四六番ノ三、一四六番ノ四、一四七番ノ一、一四七番ノ二、一四七番ノ三、一四八番、一四九番ノ一、一四九番ノ二、一四九番ノ三、一四九番ノ四、一四九番ノ五、一五一番ノ二、一五五番、一五八番、一六二番、一六五番、一六六番、一六七番ノ一、一六七番ノ二、一六七番ノ三、一六七番ノ四、一六七番ノ五、一六七番ノ六、一六七番ノ七、一六七番ノ八、一六七番ノ九、一六七番ノ一〇、一六八番、一六九番、一七〇番、一七〇番ノ二、一七一番、一七一番ノ二、一七一番ノ三、一七一番ノ四、一七一番ノ五、一七一番ノ六、一七三番、一八〇番ノ二、一八二番

官報　第13273号　昭和46年3月22日

○文部省告示第百八十六号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により、史跡加曽利貝塚(昭和四十六年文部省告示第八十七号)に次の表に掲げる地域を追加して指定する。
昭和五十二年九月二十八日
文部大臣　海部　俊樹

所在地	地域
千葉県千葉市桜木町	八六番、九三番、一五四番ノ一、一五四番ノ二、一五四番ノ三、一五四番ノ四、一五四番ノ五、一五四番ノ六　右の地域内に介在し、及び北接する道路敷を含む。

官報　第15215号　昭和52年9月28日

○文部省告示第百二十四号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により、史跡加曽利貝塚(昭和四十六年文部省告示第八十七号及び昭和五十二年文部省告示第百八十六号)に次に掲げる地域を追加して指定する。
昭和六十一年八月十六日
文部大臣　藤尾　正行

所在地	地域
千葉県千葉市桜木町	八一番、八二番、八五番ノ一、一九五番ノ一のうち実測一七三六・三一平方メートル、一九五番ノ七

備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を千葉県教育委員会及び千葉市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

官報　第17853号　昭和61年8月16日

図2-7:官報告示文

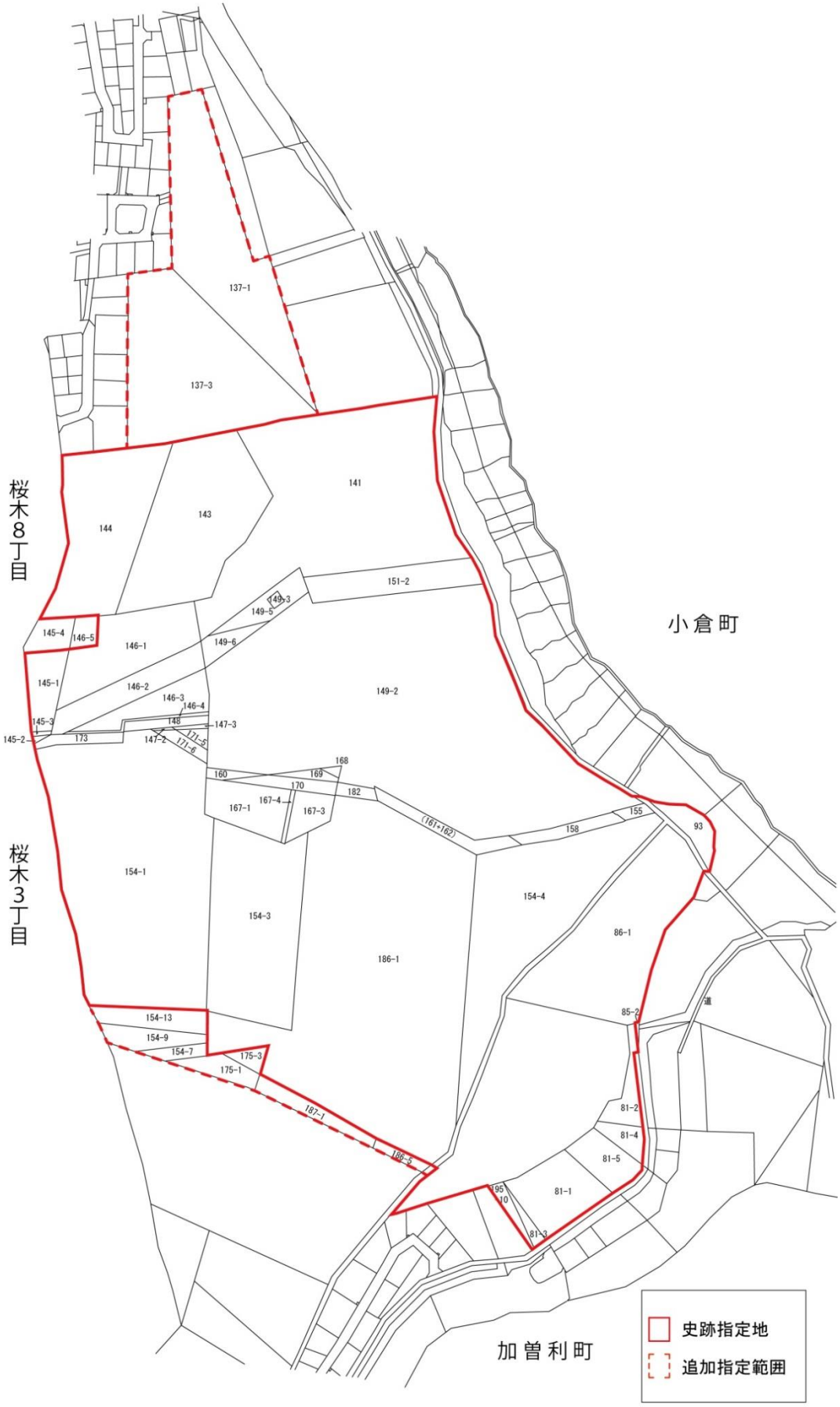

図2-8：史跡指定内公図写し

表2-3:指定地番一覧

所　在	指定時の地番	現在の地番	面積 (公簿面積)	備　考	所有者
指定年月日:昭和46(1971)年3月22日					
桜木8丁目	141	141	13,500.00		千葉市
	143	143	3,471.00		千葉市
	144	144	3,355.00		千葉市
	145-1	145-1	836.00		千葉市
	145-2	145-2	9.91		千葉市
	145-3	145-3	36.00		千葉市
	146-1	146-1	4,062.00		千葉市
	146-2	146-2	1,672.00		千葉市
	146-3	146-3	2,198.00		千葉市
	146-4	146-4	125.00		千葉市
	147-1	―	―	154-1に合筆	千葉市
	147-2	147-2	89.00		千葉市
	147-3	147-3	109.00		千葉市
	148	148	257.00		千葉市
	149-2	149-2	20,734.00	博物館建物敷地を含む	千葉市
	149-3	149-3	59.00		東京電力㈱
	149-5	149-5	519.00		千葉市
	149-6	149-6	426.00		千葉市
	151-2	151-2	1,461.00		千葉市
	155	155	195.00		千葉市
	158	158	363.00		千葉市
	168	168	33.00		千葉市
	169	169	304.00		千葉市
	171-5	171-5	109.00		千葉市
	171-6	171-6	234.00		千葉市
桜木2丁目	162	161	714.00	指定後に分筆	千葉市
		162		指定後に分筆	千葉市
	166	160	39.00	指定後に変更	千葉市
	167-4	167-4	16.00	指定後に合筆	千葉市
	167-8		13.00		千葉市
	167-6	167-3	138.00	指定後に合筆	千葉市
	167-7		138.00		千葉市
	165	167-1	3.30	指定後に合筆	千葉市
	167-9		195.00		千葉市
	167-10		357.00		千葉市
	170	170	330.00		千葉市
	173	173	340.00		千葉市
	180-2	―	102.00	指定後に186-1に合筆	千葉市
	180-3	―	1.68		千葉市
	182	182	244.00		千葉市
当初指定面積			56,787.89	(a)	
第1次追加指定年月日:　昭和52(1977)年9月28日					
桜木8丁目	93	93	908.00		千葉市
桜木2丁目	86	86-1	7,624.00	指定後に分筆	千葉市
		86-2	10,431.00		千葉市
	154-1	154-1	8,343.00		千葉市
	154-2	186-1	4,760.00	指定後に合筆	千葉市
	154-5		10,067.00		千葉市
	154-4		17,508.00		千葉市
		154-4		指定後に分筆	千葉市
	154-3	154-3	4,220.00	指定後に分筆	千葉市
	154-6		8,849.00		千葉市
第1次追加指定面積			72,710.00	(b)	
第2次追加指定年月日:　昭和61(1986)年8月16日					
桜木2丁目	81、 82、 85-1、 195-1の一部 195-7	81-1	1,253.00		千葉市
		81-2	1,140.00		千葉市
		81-3	198.00		千葉市
		81-4	833.00		千葉市
		81-5	762.00		千葉市
		195-10	801.00	195-1の一部と195-7を指定後合筆	千葉市
第2次追加指定面積			4,987.00	(c)	
第3次追加指定申請年月日:　平成28年(2016)年8月16日					
桜木2丁目	-	154-7	244.00		千葉市
	-	154-9	587.00		千葉市
	-	154-13	713.00		千葉市
	-	175-1	762.00		千葉市
	-	175-3	50.00		千葉市
	-	186-5	216.00		千葉市
	-	187-1	1,279.00		千葉市
桜木3丁目		267-7の一部	17.91		千葉市
		267-15の一部	41.54		千葉市
桜木8丁目		137-1	4,924.00		個人
		137-3	6,699.00		個人
桜木2丁目		185-5に接する道路	50.00		千葉市
第3次追加指定申請面積			15,583.45	(d)	
史跡指定面積			150,068.34	(a+b+c+d)	

3　指定地の状況

史跡加曽利貝塚は千葉市若葉区桜木2丁目および桜木8丁目にまたがる坂月川西岸の台地上に位置しています。史跡の東側は市道を挟んで坂月川沿いに、水田や休耕田が連なっています。北側は千葉市桜木園、西側は市道を挟んで住宅地、南側は県営桜木第2団地が隣接しています。

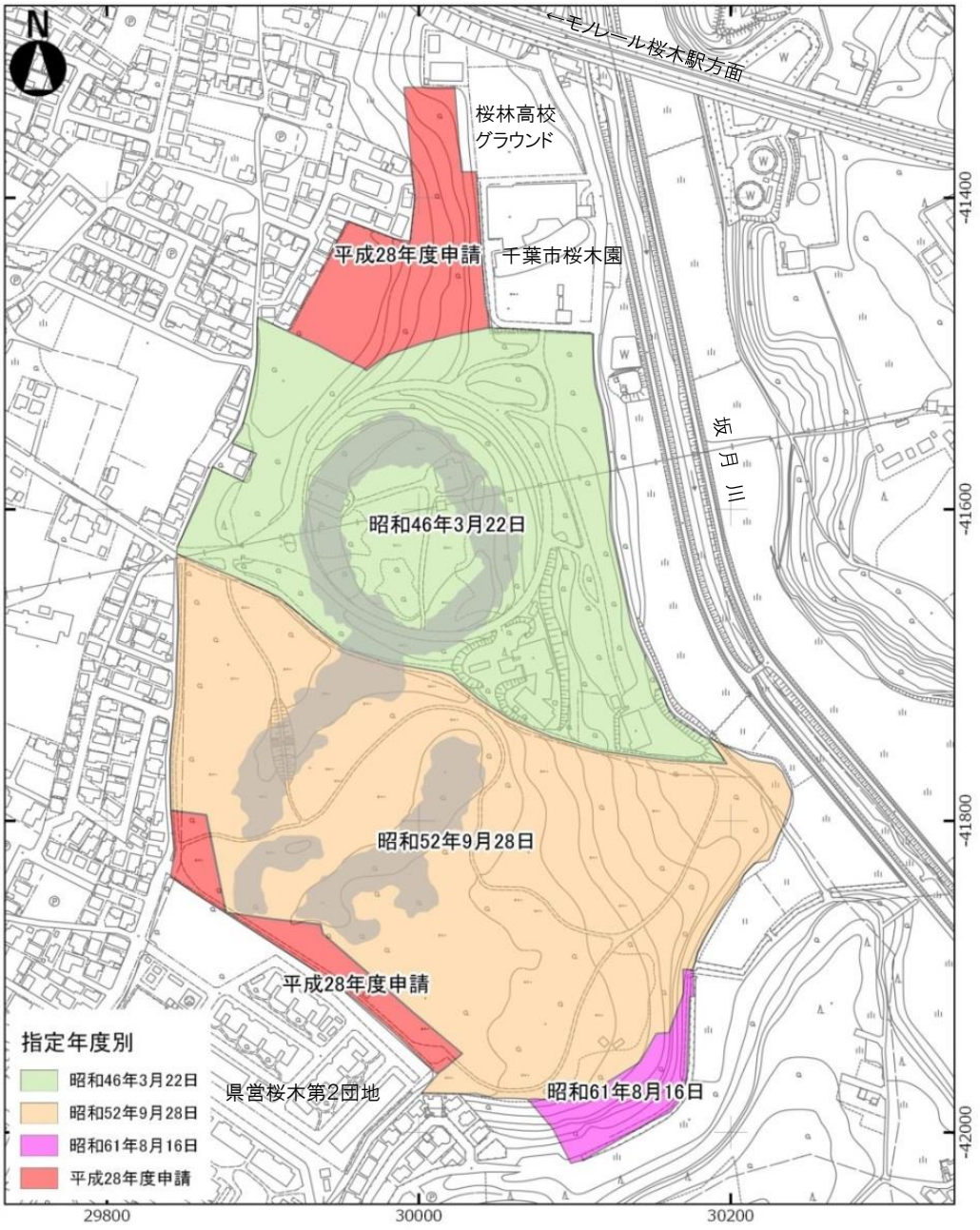

図2-9：指定年度別史跡範囲

(1) 土地所有

史跡指定地は99％以上が公有地化され、千葉市によって保護されています。59㎡の民有地一筆は北貝塚の東側にある送電鉄塔用地として、株式会社東京電力パワーグリッド千葉総支社が保有しています。

平成28年に追加申請した北隣接地の11，623㎡は民有地となるため、この追加申請が認められた場合、公有地の割合は92．3％となります。

(2) 土地利用

指定地の全域は史跡公園として公開されており、博物館や野外観覧施設、復原住居などが設置されています。一部に舗装された園路はありますが、史跡のほとんどは貴重な動植物が生息する樹林と草地に被われています。

史跡を横断する未舗装道路は、一般車の往来はありませんが、現在でも道路として認定されています。

(3) 管理状況

史跡指定地の管理及び復旧は、その所有者が行うこと（文化財保護法第百十九条）となっていますが、千葉市が管理団体となって、管理を行っています。平成27（2015）年4月1日に生涯学習部文化財課が設置され、文化財課と加曽利貝塚博物館が実質的な管理を行っています。

また、北側半分は都市公園に指定されており、都市公園法にもとづく公園管理者として、公園管理課が管理を行っていました。しかし、今後の史跡整備に向けた取り組みを実施していくため、一元的な管理が望ましいという判断から、平成28（2016）年5月6日より文化財課が公園管理者として管理することとなりました。

4　規制及び関連法規

(1)　文化財保護法

文化財保護法は昭和25（1950）年5月30日に、文化財の保存、活用、国民の文化的向上を目的として制定されました。この中で、加曽利貝塚は埋蔵文化財包蔵地（まいぞうぶんかざいほうぞうち）と史跡の両方に該当します。埋蔵文化財包蔵地において土木工事などを行う場合、「第6章　埋蔵文化財」の93条および94条が適用されます。

史跡の指定、管理、復旧、現状の変更等については、「第7章　史跡名勝天然記念物」の第109条から第133条に規定されています。また、史跡の現状変更等に関する権限移譲、許可申請等に関しては以下の規則や通知によります。

・文化財保護法施行令
　（昭和50年9月9日政令第267号）
・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届け出等に関する規則
　（昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号）
・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届け出に関する規則
　（昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号）
・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
　（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）
・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則
　（昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号）
・文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について
　（平成12年3月10日庁保伝第14号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

なお、千葉市では「文化財保護法第182条第2項」の規定に基づき、法及び千葉県文化財保護条例(昭和30年千葉県条例第8号)の規定による指定を受けていない文化財で、市内に所在し、市にとって重要なものに対して、その保存及び活用に必要な措置を講じることとしています。

これをもって市民の郷土文化に対する理解を深めるとともに、市民文化の発展に資することを目的として、千葉市文化財保護条例(昭和33年10月7日条例第18号)を定めています。

(2) 都市計画法

加曽利貝塚が所在する若葉区桜木2丁目及び8丁目のエリアは市街化区域に該当し、90%以上は「第一種低層住宅専用地域」に指定されています。都市計画道路の計画が北端と南端にあったため一部が「第一種住居地域」に指定されていますが、道路計画自体は平成27(2015)年末で廃止されています。第一種住居地域の指定は、当面はそのまま継続する旨、都市計画課より回答を受けています。

史跡の東側に流れる坂月川沿いは両岸とも市街化調整区域に指定されており、低湿地や雑木林を残す貴重な里山の景観が残されていますが、「千葉市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(平成18年9月21日　条例第46号)」により、市街化調整区域であっても、駅から1km圏内で、一定の条件を満たしていれば開発が可能となり、緑地保全との調整が必要となっています。

第一種低層住宅専用地域　：　建ぺい率60%、容積率200%、高さ制限10m

第一種住居地域　：建ぺい率50%、容積率100%、高さ制限20m

市街化調整区域　：原則的に開発行為はできないが、公共施設や既存建物の増改築は認められている。

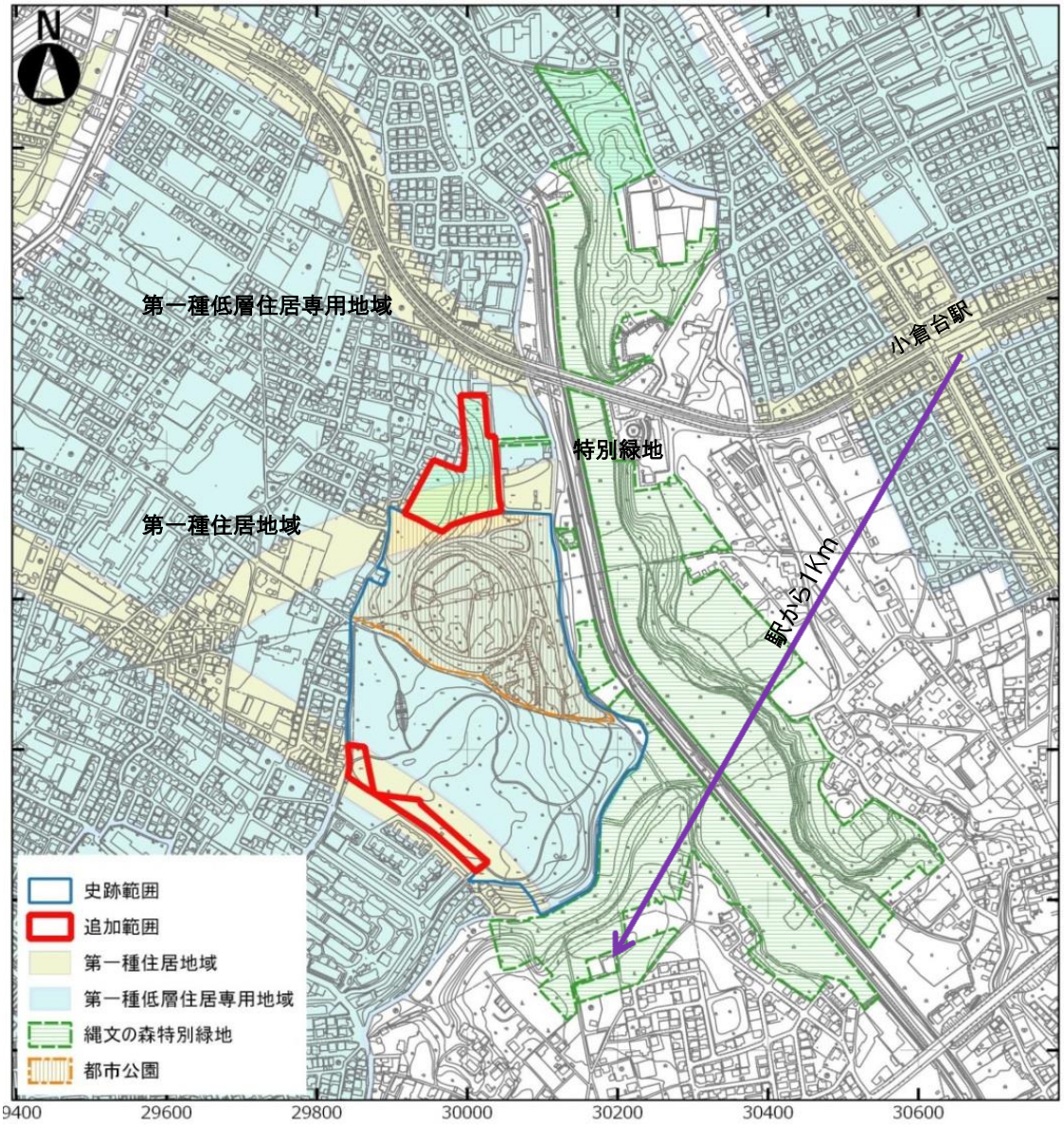

図2-10：加曽利貝塚周辺の用途地域

(3) 都市緑地法

坂月川周辺の緑地の一部は「縄文の森特別緑地保全地区」に指定されています。特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、都市における良好な自然環境を建築行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度であり、無秩序な市街化の防止や公害・災害の緩和などの効果が期待できるもの、歴史的文化的価値や風致(ふうち)・景観が優れているもの、動植物の生息地などが対象となります。特別緑地保全地区に指定されると、税制的な補助が受けられますが、原則として、現状のまま永続的に緑地を保全することになります。

(4) 都市公園法

史跡加曽利貝塚の北半分は都市公園に指定されています。都市公園は屋外における休息、レクリエーション活動を行う場で、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとなります。そのため、公園内での行為の制限や禁止事項があり、工作物の設置やイベント開催などの際には、事前によく確認し、市長の許可を得ておく必要があります。

平成28(2016)年4月から都市公園部分の管理が、公園管理課から文化財課へ移管され、文化財課が公園管理者として史跡全域を管理することになりました。

(5) 電気事業法

東京電力株式会社が維持管理する送電鉄塔が、加曽利北貝塚の東側に所在しています。この送電鉄塔は事業用電気工作物に該当し、安全にかかわる技術基準や保安規定が定められているため、この周辺での活動に際しては送電線からの離隔距離(りかくきょり)*などが厳しく制限されています。

*離れなければならない距離。

また、博物館や外灯等への電力供給のため、史跡内に電柱や地中ケーブルが埋められています。鉄塔の周辺で工事や発掘調査などを実施する場合は、電気事業法施工規則にある「電気設備技術基準」を確認しつつ、禁止事項等に配慮して、安全に作業する必要があります。

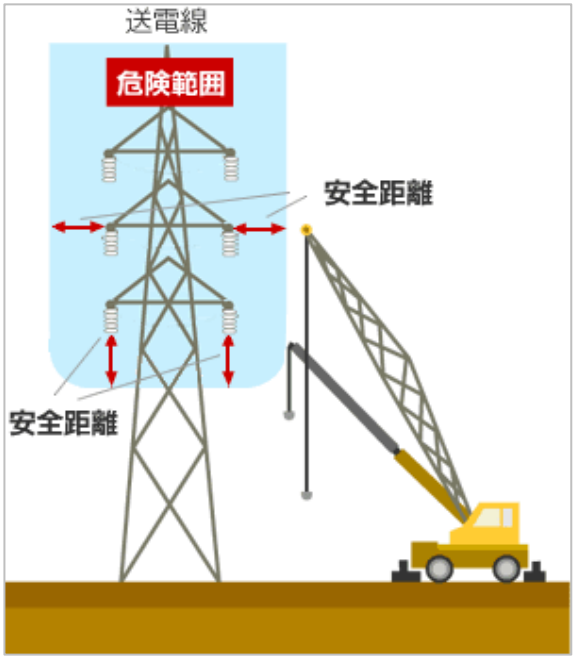

図2-11：送電線の安全距離

⑹ 道路法及び千葉市法定外道路条例

坂月川沿いに走る未舗装の認定道路（桜木町28号線）の一部、北貝塚と南貝塚を分ける未舗装の指定道路2路線（桜木町5号線、6号線）が、市道の管理を行っている千葉市建設局土木部路政課の所管となっています。

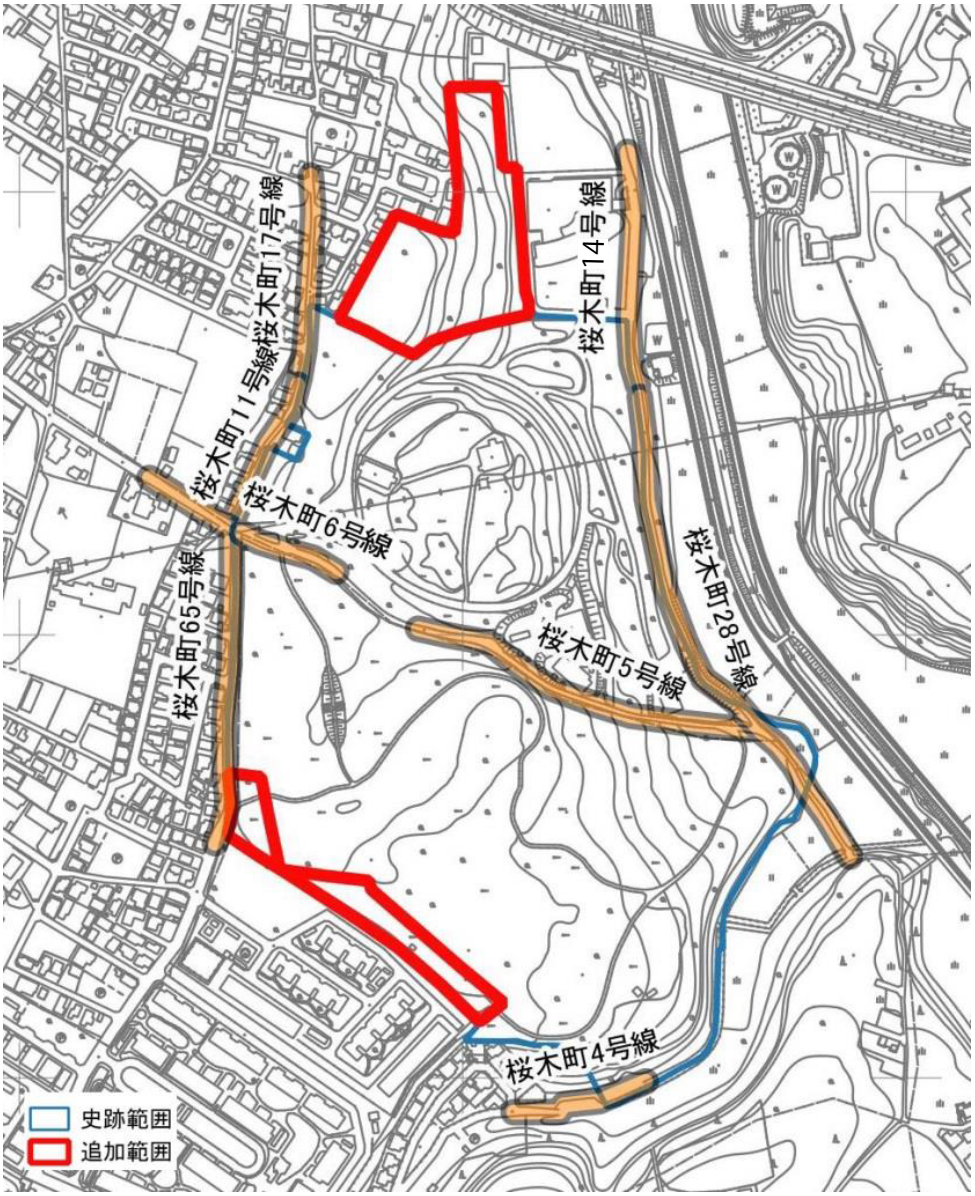

図2- 12：史跡周辺の道路

表2- 4：史跡内道路一覧

No.	種類	路線番号	路線名	認定年月日	幅員	最小幅員	最大幅員	延長	史跡該当長	状態
1	認定路線	E04028	桜木町28号線	1991/7/9	—	2.73	5.65	350.3	74.5	未舗装（土）
2	指定道路	XE04005	桜木町5号線	—	4.1	—	—	237.5	237.5	未舗装（砕石）
3	指定道路	XE04006	桜木町6号線	—	4.7	—	—	53.9	53.9	未舗装（砕石）

(単位：m

(7) 災害対策基本法

災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として作成された「千葉市地域防災計画」により、加曽利南貝塚は広域避難所の指定を受けています。

広域避難所は大規模な火災が発生したときに、熱や煙などから身を守り、安全を確保できる場所が適しているため、オープンスペースが確保された公園やグラウンド等が指定されます。

(8) 河川法

二級河川坂月川は、都川の右支川であり、その源を若葉区貝塚町の台地に発し、小倉・加曽利地区の台地の水を集めて、都川に合流しています。平成20(2008)年4月より、千葉県より千葉市へ管理が移管され、現在は千葉市が管理者として河川管理を行っています。

この坂月川は豊かな自然環境を残していますが、流域では急速な宅地開発等により雨水の流出量が増大し、浸水被害が発生しています。現在、水害対策のための河川改修が行われているところです。

史跡から見える坂月川対岸の景観は非常に重要な借景となっており、今後、河川に近い場所での史跡整備も予想されます。この場合、河川法の規定に抵触する可能性があるため、安全対策とともに留意しておく必要があります。

図2-13：坂月川の整備事業

第3章　史跡周辺の環境

第1節　自然的環境

1　位置

千葉市は千葉県中西部の東京湾東岸に位置し、東京都心から東へ約40km、空の玄関口である成田空港から南西に約30kmの距離にあります。

市の面積は272㎢、沿岸部や台地の平坦部では市街化が進んでいるものの、内陸部では緑豊かな自然環境も残されています。

史跡加曽利貝塚が位置する千葉市若葉区桜木2丁目から8丁目にかかる地域は、千葉市中心市街地のJR千葉駅から東へ約4km、JR都賀(つが)駅から東南へ約2kmの距離にある坂(さか)月川(つきがわ)上流域に残された緑地帯の中に位置しています。

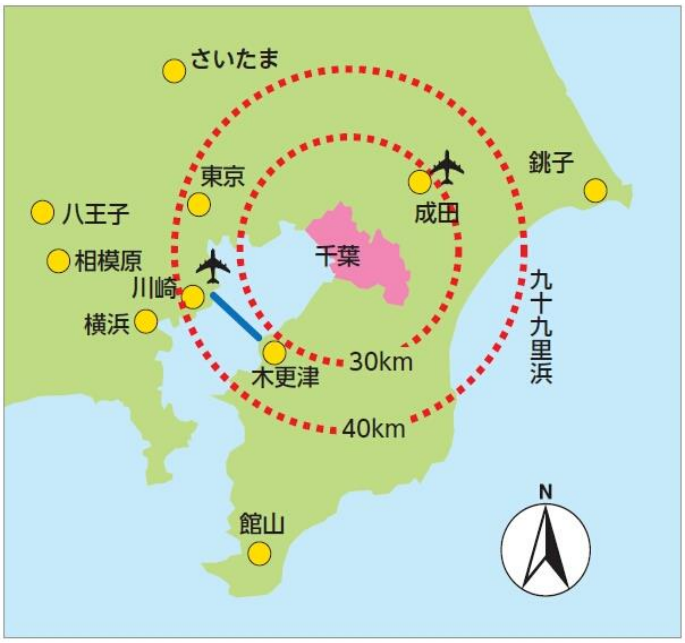

図3-1：千葉市の位置

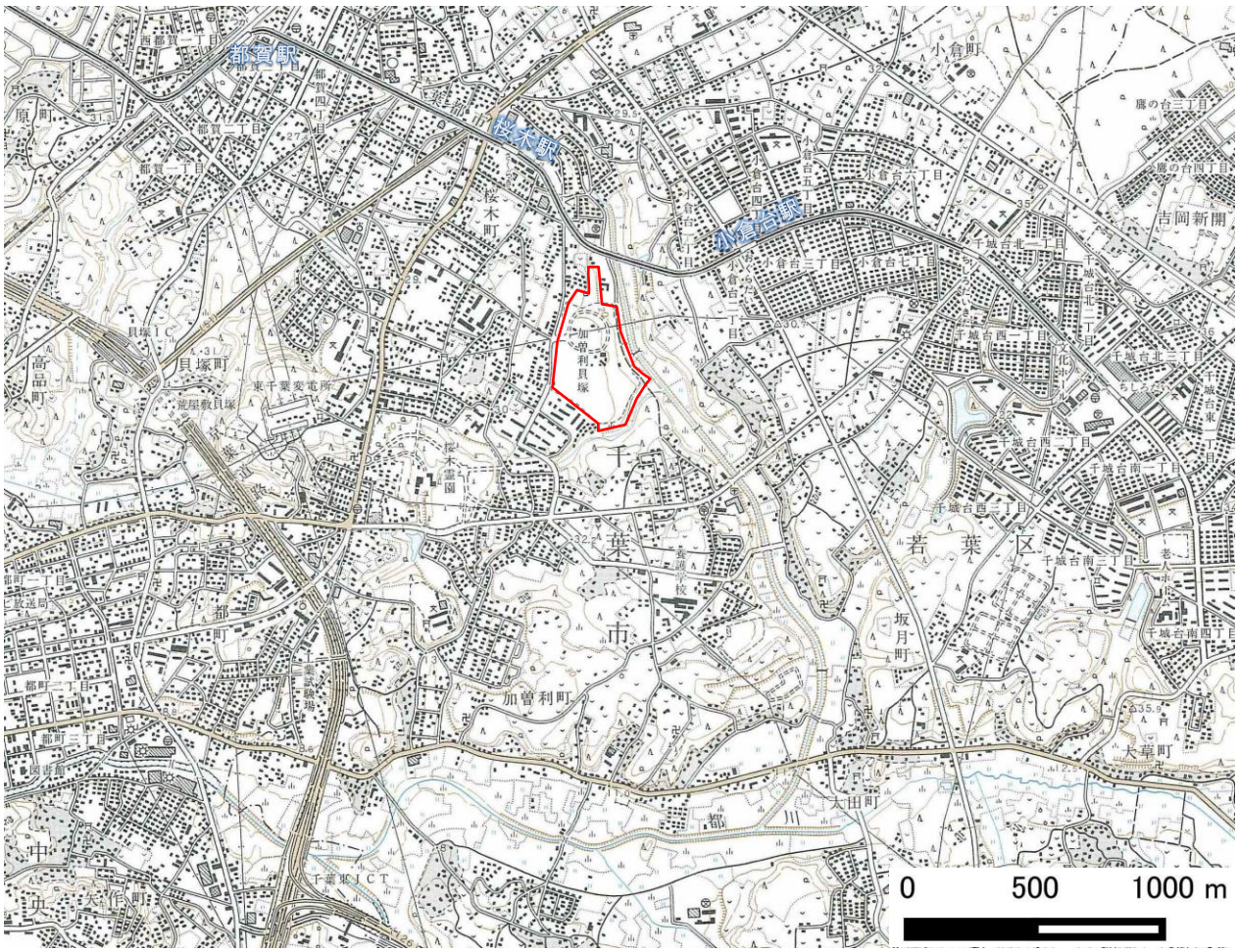

図3-2：史跡加曽利貝塚の位置

2　地形

千葉市の地形は東西での違いが著しく、東は下総台地、西は千葉平野に分けることができます。下総台地は標高20～40mのなだらかな起伏が続く台地で、加曽利貝塚のある千葉市若葉区桜木周辺では、標高30～32mを測ります。台地は東京湾岸へ向かって階段状に標高が低下してゆき、台地末端で約20mの断崖をもって千葉平野と接します。

台地には花見川、都川などやその支川が侵食谷をつくり、樹木の枝のような地形が刻み込まれています。この独特な地形は谷津と呼ばれ、台地、斜面地、沖積低地という陸環境と、湧水池、湿地、河川という水環境とが両岸に細長く連なり、複雑で多様な生態系を育んでいます。

市の中央を流下する都川は、市内の河川では最大級の流域面積をもつ代表的な河川で、千葉市緑区高田町の高台に源を発し、坂月川、支川都川（仁戸名川）、葭川などを合流して東京湾へ注ぎます。加曽利貝塚の東側を流れる坂月川はこの都川の右支川で、千葉市若葉区貝塚町周辺の台地に発し、小倉・加曽利地区の台地の水を集めて坂月町で都川に合流します。

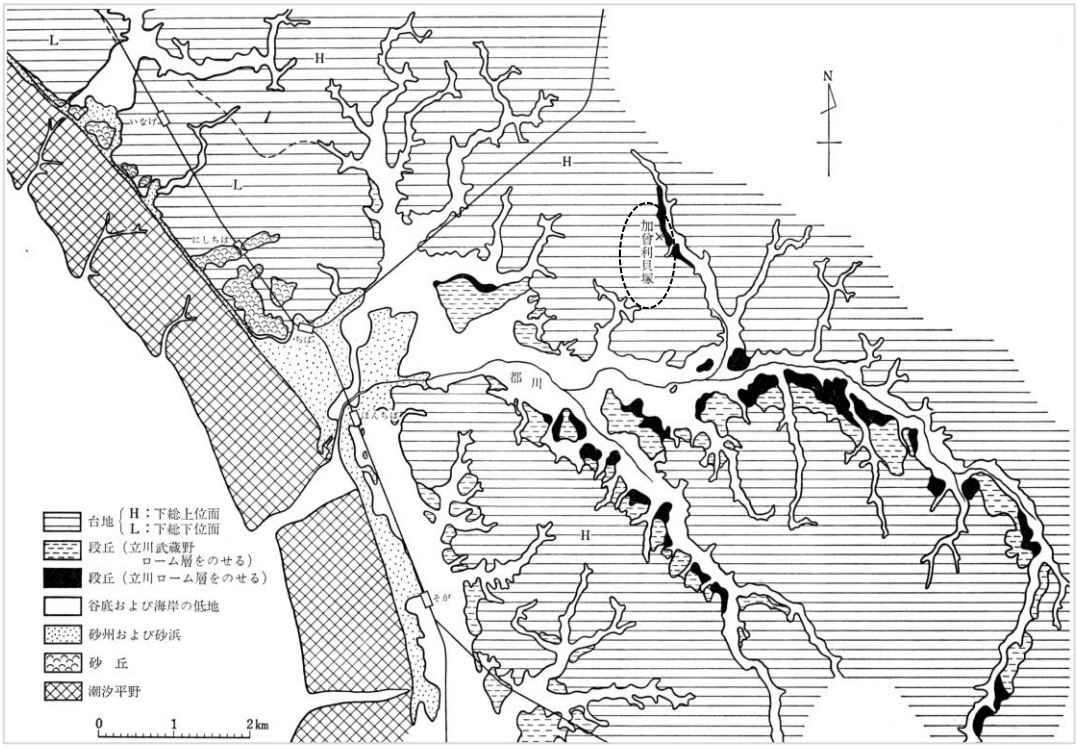

図3-3：加曽利貝塚周辺の地形分類（貝塚・杉原1968）

加曽利貝塚は坂月川が形成した谷津の最奥部西岸の台地の上に位置しており、坂月川との比高差は約15mを測ります。この坂月川を中心に、加曽利貝塚一帯は「縄文の森特別緑地保全地区」（都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度）に指定されており、千葉市内で縄文時代の景観の面影を残す数少ない貴重な自然となっています。

加曽利貝塚から当時の海岸線までは直線距離で5km、川づたいでは7kmほどの距離がありますが、縄文時代を通じて、都川の支流である坂月川まで海水が流入していたという証拠はありません。縄文海進（縄文時代の海水面上昇）の最盛期とされる約6,000年前でも、海水面の上昇は6m前後といわれており、入江化していたのは都川と支川都川が合流するあたりまでであったと推定されています。

加曽利貝塚で貝塚の形成がはじまった縄文時代中期には、都川の河口であった市街地中心部付近に海成シルトで形成された砂堆が発達しはじめ、貝塚の形成が終わる縄文時代後期には、深さ20mほどの埋没

谷は砂によって埋め尽くされ、河口を塞いでしまいました。この砂堆の背後に広がる後背湿地も、堆積物によって埋められ、都川低地を形成しています。

3　地質

加曽利貝塚周辺の下総台地縁辺の基本層序は、表土である黒土、関東ローム層（赤土）、下総層群、上総層群となっています。鮮新世から更新世前期（280万～50万年前）までの海成堆積層である上総層群は、砂岩、泥岩、凝灰質砂礫などから構成され、関東平野一帯に広がっています。

下総層群は更新世中期から更新世後期（50万～8万年前）にかけての海水準変動や隆起運動による離水着水を繰り返し、砂礫層、泥層、貝化石層などから構成されます。中でも貝化石を多く含む木下層は13万～12万年ほど前の海水面上昇（下末吉海進）によって形成された浅海性の堆積層で、貝の種類や分布から当時の気候や水深など様々な情報が得られます。

8万年ほど前は下末吉ローム層を構成する火山灰が降り積もる時期ですが、千葉市域を含む房総半島の大部分は広大な湿地帯であったため、降り注ぐ火山灰は湿地や沼沢地などの水底に堆積し、灰白～灰緑色の粘土層を形成しました。この粘土層は常総粘土層と呼ばれ、下総層群の最上面に位置し、この地域の縄文土器の主な材料として用いられる良質な粘土としても知られています。

海退や隆起運動により房総半島が離水すると、陸上堆積物の風化火山灰層である下末吉ローム、武蔵野ローム、立川ロームといった関東ローム層が堆積しはじめます。加曽利貝塚周辺では厚さ3m前後で下総台地を覆っています。関東ローム層下底から数10㎝上位に暗褐色のひび割れが発達している部分がありますが、これは火山灰の堆積休止期間が長かったために土壌化した部分と考えられており、これが武蔵野ローム層と下末吉ローム層の境界とされています。

また、坂月川両岸の低地は厚さ2～3mの腐植土や泥炭が堆積したもので、昭和51（1976）年のボーリング調査では、約3，000年前から現在までほぼ連続した堆積物が確認されています。（田原豊・中村純1977）

＊加曽利貝塚周辺で行われたボーリング調査の結果は巻末にまとめています。

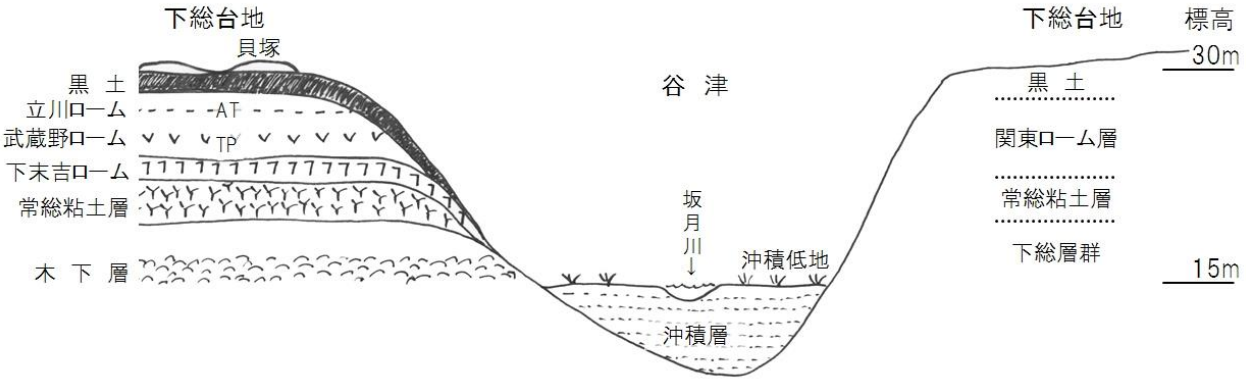

図3-4：加曽利貝塚周辺地質模式図

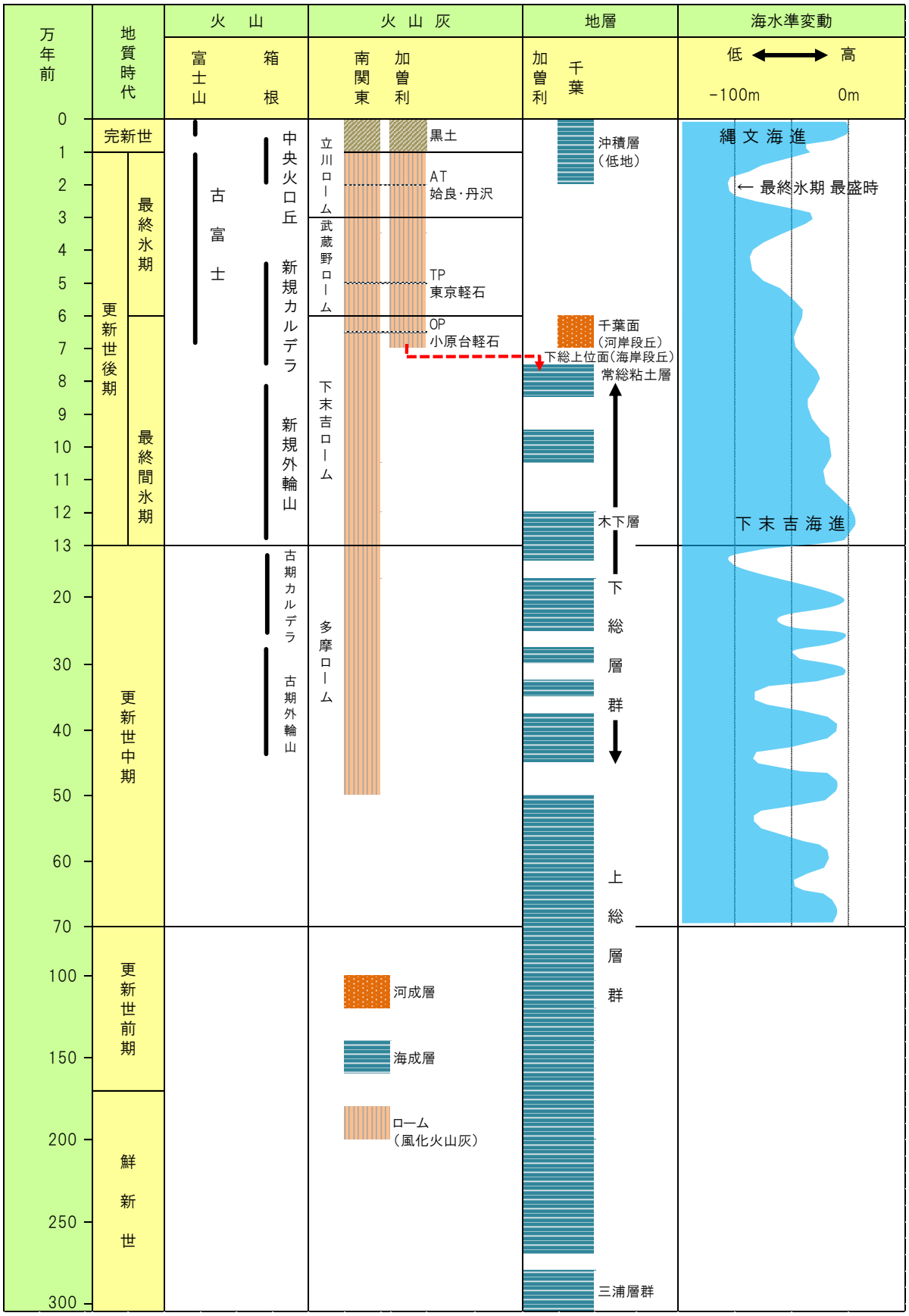

図3-5：加曽利貝塚周辺の地層編年

4　湧水

下総台地でもっとも浅く水を透しにくい地層（難透水層）は関東ローム層のすぐ下にある常総粘土層です。この常総粘土層の上部に溜まった水が、台地に深く切り込んだ谷津に出会うことで湧水として流れ出します。加曽利貝塚の東にある斜面からは、水量こそ少ないものの地下水が染み出しています。上流に位置する坂月川ビオトープで自然保護活動をしている坂月川愛好会が行っている水量調査の結果では、ビオトープの水源部だけでも1日平均20tもの水が枯れることなく、流れ出していることが報告されています。

湧水は古来から人間にとって貴重な飲料水であっただけでなく、そこに生息する動植物にとっても重要な役割を果たしており、これからの史跡活用にとっても非常に重要な要素となっています。

今後は湧水の分布状況や水質検査など総合的な見地から調査を行っていきます。

5　気候

千葉市のある房総半島は太平洋側気候に属し、夏季は南東からの湿った季節風の影響を受け多雨多湿、冬季は北西から山越しの冷たく乾いた季節風が吹き少雨乾燥で積雪することはほとんどありません。

表3-1の気温は沿岸部の千葉観測所で気温と降水量を観測した結果です。加曽利貝塚が位置する標高30mの下総台地上では、放射冷却の影響で朝晩の気温がやや低くなる傾向がありますが、概して温暖で過ごし易い気候です。

表3-1：千葉市の気候

気　　温	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
最高気温（°C）	9.8	10.2	13.2	18.3	22.3	25.0	28.6	30.5	26.9	21.8	16.9	12.4	19.6
平均気温（°C）	5.7	6.1	8.9	14.0	18.3	21.3	25.0	26.7	23.3	18.0	12.9	8.3	15.7
最低気温（°C）	1.9	2.3	5.0	10.1	14.8	18.4	22.3	23.9	20.5	14.9	9.2	4.4	12.3
降　水　量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総雨量
降水量（mm）	59.6	59.5	110.0	110.4	112.5	149.9	122.5	134.3	200.4	185.9	91.0	51.5	1,387.5

*気温、降水量は千葉観測所の1981年～2011年の平均値。

*千葉観測所：千葉市中央区中央港、標高3.5m。

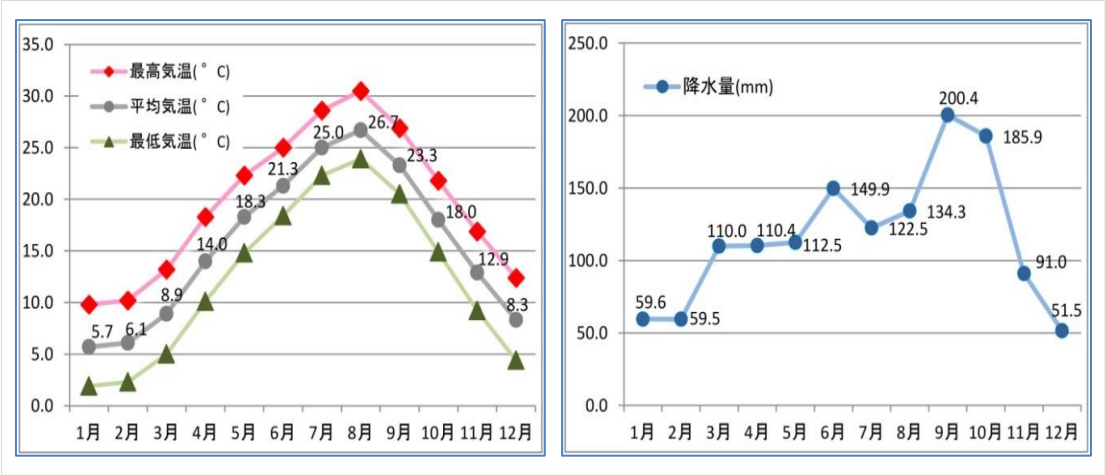

図3-6：気温と降水量の年間推移

6　動植物

加曽利貝塚を含む坂月川谷一帯は市街化調整区域に指定され、開発には一定の歯止めがかけられているため、豊かな植生が守られ、多種多様な動物が生息しています。

今回の保存活用計画策定に伴い、関連文献等の収集と、これまでに周辺で行われた自然環境調査の結果をとりまとめました。ここで収集できた情報は加曽利貝塚周辺で活動する自然保護グループとのワークショップ等の情報交換を経て、現在の自然環境に即したものへ更新し、自然環境の把握に努めています。

確認種類数および重要種種類数は、以下の基準を用いてとりまとめました。

国　　:環境省　第4次 レッドリスト

:「文化財保護法」による天然記念物指定

:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」による指定

県　　:千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック（植物編2009年改訂版・動物編2011年改訂版）

市　　:千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドデータブック－

表3-2:　確認種類数等一覧

分類群		使用文献数	確認種類数	重要種類数	主な重要種
植物		18	726	109	ミズニラ、サンショウモ、タコノアシ、ミズマツバ、スズサイコ、ミズネコノオ、ゴマノハグサ、ミズオオバコ、キンラン、マヤラン等
動物	哺乳類	6	7	5	ノウサギ、ニホンリス、アカネズミ、タヌキ、イタチ
	鳥類	8	83	46	ヨシゴイ、クイナ、ケリ、コアジサシ、サシバ、アオバズク、ヒバリ、オオヨシキリ、トラツグミ、ホオジロ等
	爬虫類	4	5	5	ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ
	両生類	9	5	3	アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエル
	昆虫類	13	354	55	ホソミイトトンボ、ヒメアカネ、ヤマトシリアゲ、ギンイチモンジセセリ、クモガタヒョウモン、オオムラサキ、ヘイケボタル、ホソカミキリ、エゴヒゲナガゾウムシ、ウマノオバチ等
	クモ類	5	91	3	オニグモ、コガネグモ、ナカムラオニグモ
	魚類	6	7	5	キンブナ、ギンブナ、モツゴ、ドジョウ、ミナミメダカ
	底生動物	8	45	4	マルタニシ、オオアオイトトンボ、ハグロトンボ、ギンヤンマ
植物		—	726	109	
動物		—	597	126	
合計		—	1,323	235	

加曽利貝塚とその周辺では、植物726種、動物597種、合計1,323種の動植物が確認され、さらに、この中の235種は国や県の重要種に指定されています。

分類群ごとの確認種の特徴や傾向については、収集文献から以下に抜粋しました。

(1)植物

「史跡加曽利南貝塚整備予備調査中間報告書」(千葉市教育委員会、1986)

- 主に南貝塚草原から66科178種の植物を記載することができ、一般的なススキ草原の種数をはるかに上まわっ

ているこの貝塚の草原は、種類相の上で豊かな内容をもっているといえる。

- 南貝塚の草原に散在分布する樹木の群落は、千葉市内では珍しい光景を見せてくれる。これらの樹木は自然生のもので若木が草刈り等の手入れからのがれて生き残り、年数を経てできあがったものである。

「千葉市加曽利貝塚博物館開館20周年記念特別講座講演集」(加曽利貝塚博物館、1988)

- 南貝塚草原は割合に豊富な種数の内容をもつものと推定される。これは、草の刈り取りでススキの勢力が抑えられていることに原因があると考えられる。
- 代表的草原群落構成種は、草原の東北部と中央部の凹地に集中して分布しており、北総台地における代表的な草原群落として、特に保護管理が必要となろう。

「千葉市加曽利貝塚遺跡周辺地域の自然環境調査報告書」(千葉市公園緑地部、1991)

- 475余種の種子植物を確認し、比較的多い数値といえる。本地域が都市化された地域と接しているにもかかわらず、山林、草原、川沿いの低湿地など多様な環境があることが豊富な種類相をもつ要因であると思われる。分布上注目されるものとして、コシノチク、アベマキ、クロテンツキ、ヤマイがある。
- 南貝塚では、発掘の際の土壌攪乱(どじょうかくらん)と毎年の刈り取りによって草原状態が保たれている。ここにはサワヒヨドリ、ノハラアザミ、ゴマノハグサ、レンリソウ、ナンテンハギ、ワレモコウなどが季節ごとに美しく咲き、千葉市では珍しい景観を作っている。
- 放棄湿地はヨシの純群落になっているところもあるが、部分的に刈り取りが行われているところではヨシの生育が抑えられ、多年生のカンガレイやホタルイなどが生育し、種組成を豊かにしている。
- 最も多くのシダ植物が見られたのは、貝塚遺跡公園の南に隣接する谷の斜面(桜木町谷壁斜面)であり、次いで坂月川の東側の割合急な斜面(東岸谷壁斜面)であった。坂月川の両岸の水田には、千葉市ではまれなミズニラ、ミズワラビをはじめサンショウモ、オオアカウキクサのような沈水性、浮水性のシダが見られる。

(2)哺乳類

「千葉市加曽利貝塚遺跡周辺地域の自然環境調査報告書」(千葉市公園緑地部、1991)

- 加曽利貝塚周辺に残存する斜面林、とりわけ落葉広葉樹二次林は、ノウサギやリス、アカネズミにとってその生存を保証してくれる貴重な場所となっている。

(3)鳥類

「千葉市加曽利貝塚遺跡周辺地域の自然環境調査報告書」(千葉市公園緑地部、1991)

- 坂月川沿いの谷津田と、これをはさむ後背地の樹林は、鳥類にとって採餌(さいじ)、休憩、塒(ねぐら)の場として極めて恵まれた生息環境にあると思われる。

(4)昆虫類

「千葉市加曽利貝塚遺跡周辺地域の自然環境調査報告書」(千葉市公園緑地部、1991)

- 蝶類は千葉県に産する種の2/3にあたる46種を記録した。常緑・落葉樹の入り混じった雑木林、川原の堤防、水田、草原が存在する現在の環境がこのまま維持できれば、まず大半の蝶類は生き延びていくと思われる。
- トンボ類は確認種が7種に留まり、トンボの種類相は貧弱である。これは多くのトンボが生息できる河川・池沼が存在しないことによるものと思われる。また7種はすべて幼虫が止水域に生息する種であり、坂月川で発生している個体はいないものと思われる。

(5)魚類

「千葉市加曽利貝塚遺跡周辺地域の自然環境調査報告書」(千葉市公園緑地部、1991)

- 坂月川は上流に行くにしたがって生活排水などの影響を受け、汚水性が強くなっているが、コンクリート護岸されていない上に周辺からの湧水の流入が2か所あり、魚類にとって良好な環境を維持できる可能性がある。また

オオクチバスやブルーギルといった外来肉食魚が侵入していないことも注目される。

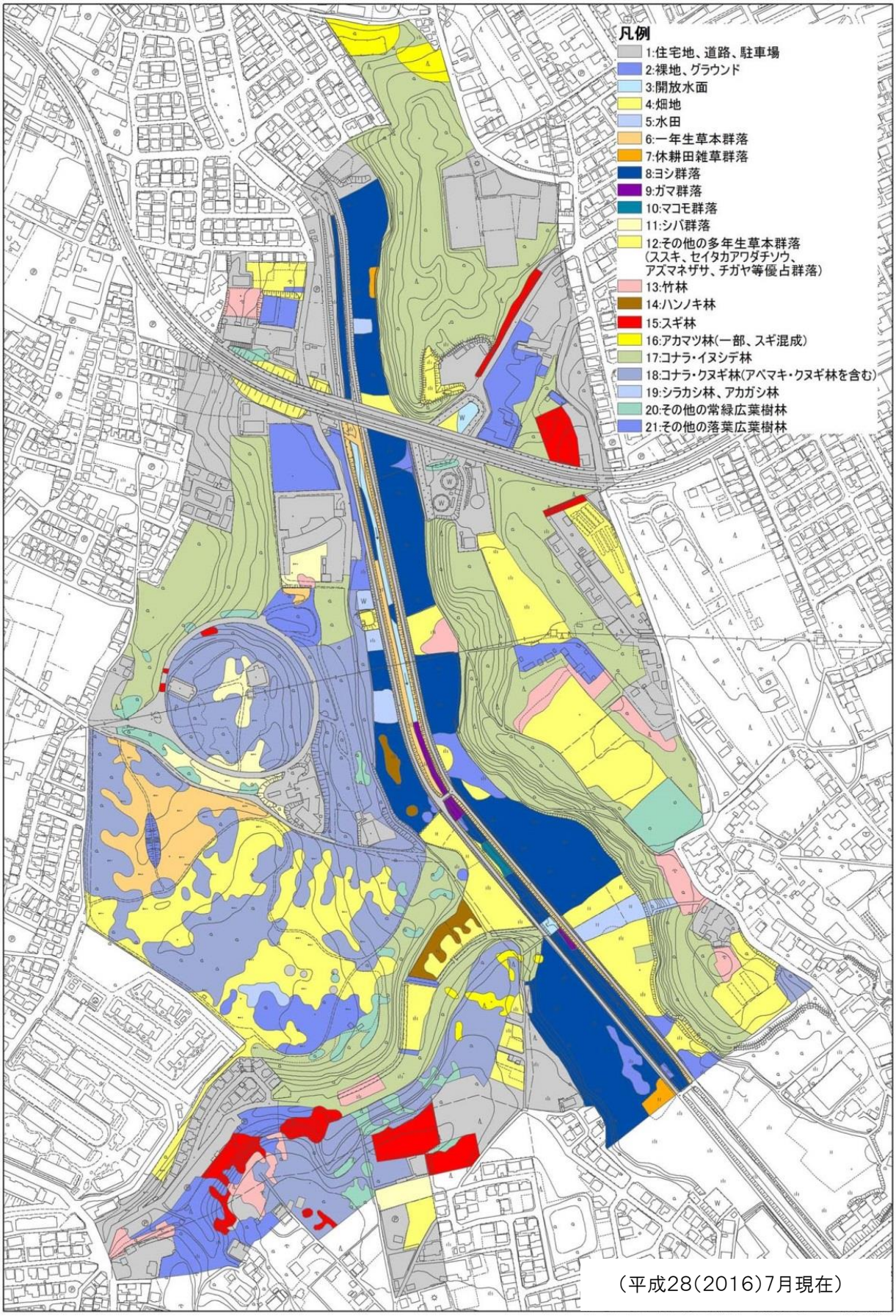

図3-7：加曽利貝塚周辺植生分類図

第2節　歴史的環境

1　旧石器時代

加曽利貝塚が位置する坂月川西岸の桜木台地周辺には旧石器時代からの遺跡がいくつか確認されており、この地に縄文時代以前から人々が暮らしていたことが分かっています。下総台地に細長く切れ込む谷津の地形は、イノシシやシカなどの獲物を追い込むのに適しており、旧石器時代から狩りの場として利用されてきたと考えられています。その証として加曽利貝塚では、尖頭器（槍の先）が1点、関東ローム層の中から出土しています。

2　縄文時代

気候変動による温暖化で氷河期が終わり、12,000年ほど前に縄文時代がはじまりました。その後も温暖化は進み、今から7,000年ほど前の縄文時代早期から前期にかけて、海水面の上昇がピークを迎えました。このころから、坂月川沿いにも少ないながら集落遺跡が確認されるようになります。

前期になると、台地の縁辺では小規模な貝塚を伴う貝塚が点在するようになり、当時の沿岸であった都川河口域の低地には、集落を伴わない貝の加工場のような貝塚が残されています。

中期から後期にかけては、爆発的といってよいほど多くの遺跡がこの辺りに出現します。遺跡数の増加を人口増加ととらえるか、集落の移動が頻繁に行われた結果ととらえるかは議論が分かれるところですが、加曽利貝塚をはじめとする大型貝塚も同じ時期に集中的に形成されています。

中期でも、海進の影響がまだ残っていたようで、現在よりも海水面が6m近く高く、都川河口の広い低地には海水が入り込んでいました。大型貝塚の多くは海岸から数kmも離れた標高20mから30mの台地上に位置しています。

加曽利貝塚の脇を流れる坂月川の現在の水面は標高約15m、当時の海岸線があった標高6mあたりまでは、川伝いに5km、高低差は9mでした。このように緩やかな河川（勾配=1/555）が発達したこの地域は、潮の干満を利用して海岸と内陸の間を丸木舟で行き来するには、きわめて有利な条件であったと考えられます。里山の豊かな動植物資源と飲み水である谷津の湧水を確保しつつ、海岸へのアクセスが容易な台地がこの辺りに多く存在したことが、遺跡数や貝塚数の増加の大きな要因であったかもしれません。

晩期に入って遺跡や貝塚の減少が顕著になり、縄文社会に大きな変革があったと考えられています。

3　弥生時代

弥生時代に入って、遺跡数の減少は著しく、千葉市域では弥生時代前期の遺跡は確認されていません。市内でもっとも古い弥生時代の遺跡は、京葉道路穴川インターチェンジに近い踏形遺跡（中期）が知られていますが、都川流域では、中期後葉になってから、多くの集落が形成されるようになります。

後期前葉になって、再度、集落は見られなくなりますが、後期中葉以降には小規模な集落が形成されていたようです。また、この地域は南関東系と東関東系の二つの文化圏が接触する地域でもあり、両者の特徴を有する土器が出土していますが、終末期には南関東系の土器に集約されていきます。

4　古墳時代から平安時代

都川北岸の台地縁辺には小規模ながら水系に沿って多くの古墳が確認されているものの、加曽利貝塚のある坂月川谷では少ないようです。その代りにこの周辺の台地上には多くの集落遺跡が広く分布していま

す。

この辺りは下総国の南端にある千葉郡に含まれます。奈良時代から平安時代にかけて、遺跡数は増加に転じますが、その要因のひとつに、都川と坂月川との合流地点付近に古代東海道が通っていた可能性が高いことが挙げられます。古代道によって、北東の印旛郡、南西の上総国市原郡、東の山辺郡につながる史跡付近は糟瓜郷(「瓜」は『和名類聚抄』原文では草冠に依)と呼ばれており、「加曽利」の地名は、この郷名に由来すると考えられています。「加曽利村」という表記も12世紀には文献の中に登場します。

5　中世以降

中世になると人々の生活域が海岸平野に移り、加曽利貝塚周辺では遺跡数が減少しますが、田向南遺跡、姫宮遺跡などの集落遺跡や、近世塚が見つかった作遺跡など多くの遺跡が知られています。

台地の北側には徳川家康が東金へ鷹狩りに出かけるために作らせた御成街道が一直線に伸び、起点の船橋御殿と終点の東金御殿の中間地点にあたる若葉区御殿町には御茶屋御殿が築かれました。一重の空堀と土塁に囲まれた方形状の館跡で、近世初頭の館跡として、ほぼ完全に残る御茶屋御殿跡は大変貴重な遺跡として知られています。

明治20(1887)年発表の上田英吉「下総国千葉郡介墟記」で加曽利貝塚は初めて学界に紹介され、東京人類学会や、大山史前学研究所等の小規模な発掘調査が行われました。しかし、本格的な発掘調査は昭和37(1962)年の武田宗久による貝塚の保存を目的とした発掘調査になります。この発掘調査が契機となって保存運動が活発となり、加曽利貝塚全域保存への道が開かれました。

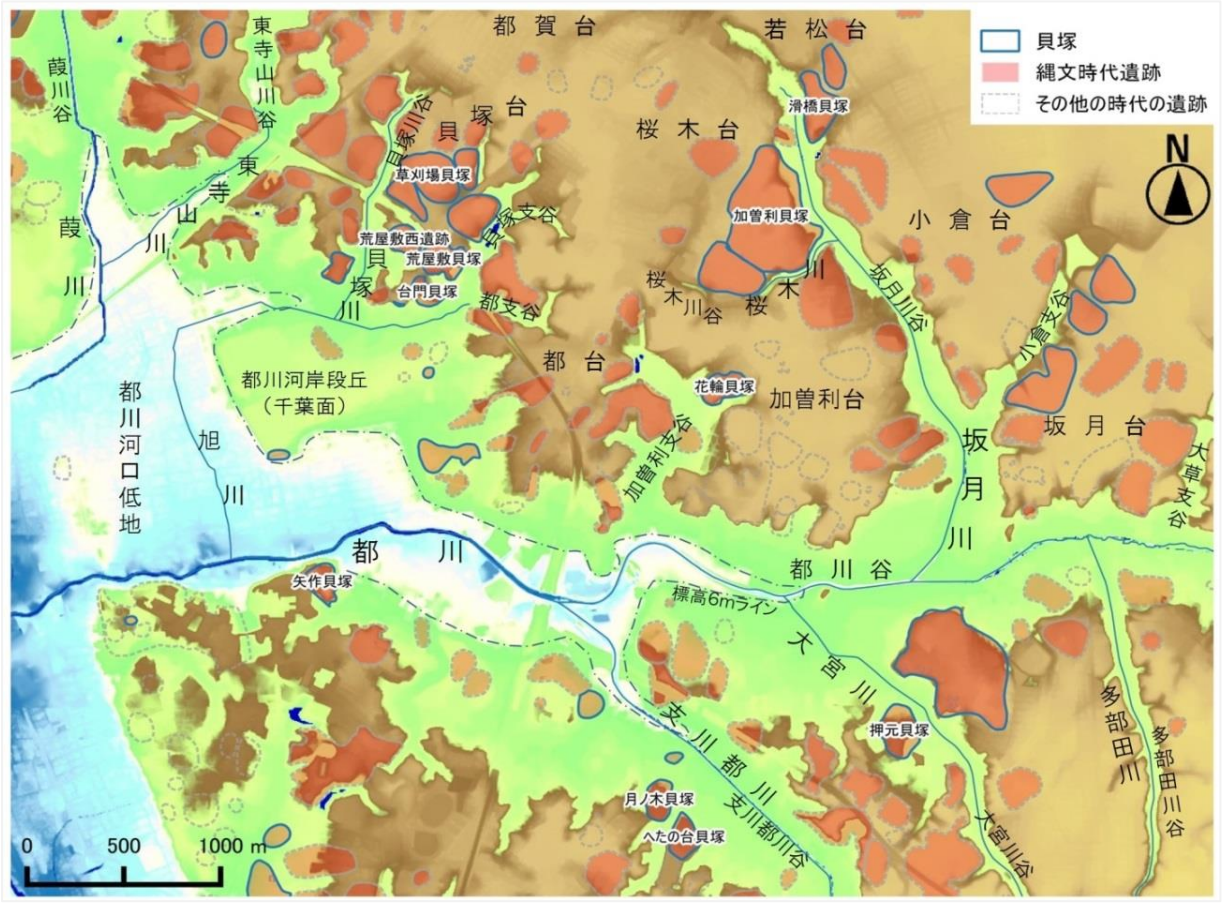

図3-8：都川水系縄文時代遺跡及び貝塚分布図

(地形は国土地理院が公開している5mメッシュ標高から生成し、標高6mまでを海として表現した。)

第4章　史跡の価値の整理

第1節　加曽利貝塚の本質的価値

史跡とは歴史上または学術上価値が高いと認められ、保護が必要なものについて国が指定したものです。史跡の持つ価値を正しく理解し、次世代へと確実に伝達することは、今、史跡とともにある私たちにとって非常に大切なことです。これは史跡の本質的価値として、または、保存活用の原点として、指定説明文に明示されています。

加曽利貝塚の場合、昭和46（1971）年3月22日の指定説明文では「わが国最大級の貝塚」、「関東地方における縄文文化編年の標準遺跡」、「貝塚の規模、形態および内容がすぐれており学術的価値が高い」の3点が明示されています。

1　東京湾沿岸に分布する大型貝塚を象徴し、環状と馬蹄形が連結する特異な形状

全国に縄文時代の貝塚は約2,700か所あると言われていますが、東京湾沿岸には700か所ほどの貝塚が確認されています。これは全国の貝塚の3分の1近くが集中していることになります。この中でも、千葉市には約120か所の貝塚が集中し、数だけでなく、ひとつひとつの規模においても群を抜いています。

加曽利貝塚は直径140mの環状を呈する北貝塚と長径190mの馬蹄形を呈する南貝塚という2つの大型貝塚が連結して、8字形になる特異な形状をした日本を代表する最大級の貝塚です。

図4-1：貝塚の規模と形状

2　縄文人の暮らしを紐解く情報の宝庫である良好な保存状態の貝層

貝塚の特色のひとつは、貝殻のカルシウムによって、通常の遺跡では残らない動物遺存体（骨、歯、牙、角など）が良好な状態で保存されていることにあります。そのため、鳥獣や魚貝など当時の狩猟や漁撈の具体的な対象が明らかになり、縄文人の暮らしの実態を復原することができます。また、それらがどのような場所に生息していたのかを綿密に調査し、総合することにより、当時の気候、水温、地形、海岸線、植生、動物相などの自然環境も復原することがきます。

図4-2：犬の埋葬状況（北貝塚）

さらに、それらの活動の痕跡を残した主人公である縄文人そのものが、埋葬人骨として保存されているため、縄文人種論争が活発だった明治時代から大正時代にかけては、形質人類学の実証的資料として古人骨を求める発掘が盛んに行われました。近年ではDNA分析や炭素・窒素同位体分析*など、骨から得られる情報量は格段に多くなっており、貝層の多くを良好な状態で保存している加曽利貝塚はまさに情報の宝庫と言えます。

*炭素・窒素同位体分析：骨や歯に残留するタンパク質に含まれる炭素・窒素の同位体比を分析することで、死亡前10年間の平均的な食事に関する情報を得ることができる分析法のこと。

3　縄文時代の景観を今に伝える、代表的な拠点集落

かつて貝塚は「ゴミ捨場」であるというのが一般的な認識でしたが、昭和23（1948）年、和島誠一の「原始聚落の構成」において、貝塚の形は集落の形によって規定されたものであり、馬蹄形貝塚はすなわち馬蹄形集落であるという説が提示されました。これにより馬蹄形をなす貝塚の中心空白部は「共同体結集の場」であったとされ、ここから当時の集落構造や社会組織に関する仮説がいくつも生まれました。

加曽利貝塚も貝塚としての価値が評価されて史跡に指定されましたが、指定後の貝塚研究の進展により、集落遺跡としても重要であることが分かってきました。

昭和48（1973年）年、貝塚が残る台地上から坂月川へ緩やかに下る斜面の中腹で見つかった長径約19mの大型建物跡は、当時としては類例がありませんでした。しかし、近年の調査成果では各地の拠点集落と呼ばれる縄文時代の大規模な集落遺跡から、同じような大型建物跡が土偶、石棒、装身具、特殊な土器などとともに発見される例が増えています。これらはお祭り（祭祀）に用いられたと考えられていますが、このような場を必要とするような大きな集団と複雑な世界観をもった社会が存在した証拠であると思われます。

図4-3：大型建物跡から出土した特殊な土器

4　自然と調和した持続可能な社会を築き、2千年続いた貴重な集落

狩猟採集中心の生活であった縄文時代、同じ場所に永く住み続けることは、食料が枯渇する危険と常に隣り併せでした。そのような中、人々は食料となる資源を管理する技術を身につけ、四季を通じて安定的に食料を獲得し、自然と調和した持続可能な循環型社会を築きました。

とくに、加曽利貝塚では、縄文時代中期から後期にかけて、2千年もの長きにわたり、貝塚を形成し、集落を営み続けました。

図4-4：発掘された竪穴住居跡群（北貝塚）

第2節　新たな価値評価

本質的価値は時間の経過とともに進化する部分が含まれており、わたしたちは調査研究を通じて、付加的な事物事象を取り込むと同時に従来の価値観を評価検証していく視点を持ち続けなければなりません。

史跡指定から約半世紀が経過した今日、加曽利貝塚の本質的価値を再評価した結果、新たにいくつかの視点、「近代考古学の発展に寄与」、「土器編年研究の出発点」、「市民主導による初の遺跡保存運動」、「野外博物館の実践とそれを支える保存科学の試み」、「史跡を取り巻く景観が果たす役割の増大」を副次的に付与された価値として加えることができました。

1　近代考古学発展に寄与

日本の近代考古学が、明治10（1877）年にエドワード・S・モースの大森貝塚発見によって幕開けしたように、縄文文化の研究は、おもに貝塚を中心に展開されてきました。この大森貝塚発見から10年後の明治20（1887）年には上田英吉（うえだえいきち）が「下総国千葉郡介墟記（かいきょき）」（東京人類学会雑誌2-19）を発表し、加曽利貝塚の名が学界に知られるようになりました。

明治40（1907）年、東京人類学会の遠足会に加曽利貝塚が選ばれ、はじめての発掘調査が行われています。しかし当時の発掘は、珍品を掘りあさるといった状態で、決して学術的とは言えませんでしたが、それでも「本邦第一の貝塚」として、その規模の大きさが認識されるようになりました。

この後は東京人類学会、汎（はん）太平洋学術会議、大山史前学研究所、第一早稲田高等学院など様々な機関や研究者がそれぞれの研究テーマを持って、発掘調査を行い、近代考古学の発展に寄与しました。

図4-5：明治40年の東京人類学会による第3回遠足会

2　縄文土器編年の標準遺跡として土器研究の発展に寄与

大正13（1924）年、東京帝国大学人類学教室が人骨採集のための発掘調査を行いました。この調査の参加者の中には、土器型式による編年に情熱を燃やしていた山内清男（やまのうちすがお）らの若き研究者がいました。

当時、貝塚から採集される人骨を研究する上で、その人骨がいつの時代のものか年代を決定する方法の確立が急がれていました。山内らは人骨とともに出土する多くの縄文土器のかけらに着目し、縄文土器による年代配列、すなわち土器編年を進めていきました。

前年の史前学研究所の測量調査によって貝塚はA・B・C・Dの4地点に区分けされていましたが、新たにD地点の東端へE地点を設け、各地点で層位的な分層発掘を試みました。その結果、B地点とE地点か

図4-6：加曽利E地点発掘調査風景

（宮坂光次：左、山内清男：右）

ら、それぞれ新しいタイプの土器が発見され、後日「加曽利B式」、「加曽利E式」と命名されることになりました。

このとき市川市堀之内貝塚を標準遺跡とする「堀之内式」も一緒に出土しており、B地点では上層から加曽利B式、下層から堀之内式が出土し、E地点では上層から堀之内式、下層から加曽利E式が出土しました。したがって、地層の上下関係により、「加曽利E式→堀之内式→加曽利B式」という新旧関係を実証的に捉えることに初めて成功したのでした。

この事実が土器研究の基礎となり、その後の縄文土器の全国的な編年網の確立につながりました。今日、加曽利貝塚の名は、縄文土器編年の標準遺跡として不動のものとなっています。

3　全国初の市民主導による遺跡保存の実現

住宅地造成のため破壊の危機に陥った加曽利貝塚を保存するため、千葉市文化財保護審議会は全会一致で保存のための緊急発掘調査の実施を採択しました。昭和37（1962）年8月3日から16日間、武田宗久の指導の下、多くの学生や地元の方々が参加して発掘調査が行われ、遺跡の重要性が改めて確認されました。

昭和30年代は大阪府のいたすけ古墳を皮切りに難波宮（なにわのみや）、平城宮（へいじょうきゅう）などにおいて開発事業との衝突が起こり、文化財保護の観点から、史跡指定や公有化などの措置が講じられるようになり始めた時期でした。このような流れを背景に、昭和38（1963）年に加曽利貝塚を守ろうという活動が活発になっていきます。議論の舞台は、日本考古学協会、市議会、県議会、国会と移され、1万人を超える署名が集められ、北貝塚の保存が決定されました。

大きな古墳でも、都城（とじょう）でもない縄文時代の貝塚の保護がこれほどまでに市民を動かし、貝塚の全面保存、加曽利貝塚博物館の開館、史跡指定へと結実したことは、これに続く高度経済成長期の埋蔵文化財保護行政へ多大な影響を与えました。

この理念は引き継がれ、2度の追加指定を経て、大型貝塚の全域とその周辺環境は一体として保護されることとなりました。

図4-7：街頭署名運動の様子（千葉駅前）

4　野外博物館の実践と、それを支える保存科学の試み

加曽利貝塚では昭和37（1962）年の発掘調査当時から、実物を現地で見てもらいたいという発想の元、単なる野外施設の建設に留まらず、遺跡そのものを周辺地形や自然環境と共に現地にそのまま保存（展示）し、現地で実物を自分の目で確かめ、自分の足で踏みしめながら実感できる現地保存型野外博物館を目指し活動してきました。

そのため発掘調査で検出された住居跡群や貝層断面には覆屋（おおいや）を掛け、東京文化財研究所の協力のも

図4-8：貝層断面のレーザークリーニング

と、保存科学の技術と膨大な労力を費やし、様々な試行錯誤を繰り返しながら、今日まで半世紀の間、縄文人の生活の痕跡を公開しています。ここで培われた保存科学の技術と経験は、全国各地に建てられた野外展示施設に応用され、拡散していきました。

5　縄文時代と現代をつなぐ谷津と里山景観

下総台地を樹木の枝のように侵食して形作られた谷津は、台地、斜面地、沖積低地という陸環境と湧水池、湿地、河川という水環境とが両岸に細長く連なり、複雑で多様な生態系を育み、縄文時代以前から食料や木材など自然資源の供給源として、絶えず人の手が加わってきました。

この谷津を取り囲むように宅地開発の波から守られた緑の一角が加曽利貝塚と縄文の森特別緑地保全地区です。この谷津と緑地で構成される里山景観は、ふるさとの原風景として、または縄文集落の借景として、史跡を訪れる人々に当時の人々の暮らしを立体的に想起させてくれる、貴重な景観となっています。

図4-9：加曽利貝塚の原風景
昭和38（1963）年頃

第3節　史跡構成要素

史跡を構成する要素は、前節で提示した本質的価値を構成する諸要素と、その他の諸要素に分類することができます。その他の諸要素には本質的価値と緊密な関係を持ち、補完し好影響を及ぼすものや、改善・除去すべきものなどがあります。

また、時間の経過によって新たな評価の可能性が生まれ、本質的な価値へと昇華されるものや、その逆のものも想定されます。本計画で示した本質的価値とその構成要素は定期的に見直しを行い、再評価していかなければなりません。また、今後の新発見や評価基準の変遷などによって現在、史跡指定範囲でない場所も、対象となる可能性を秘めています。本質的価値と同様にこの史跡構成要素についても、定期的に見直しを行っていく必要があります。

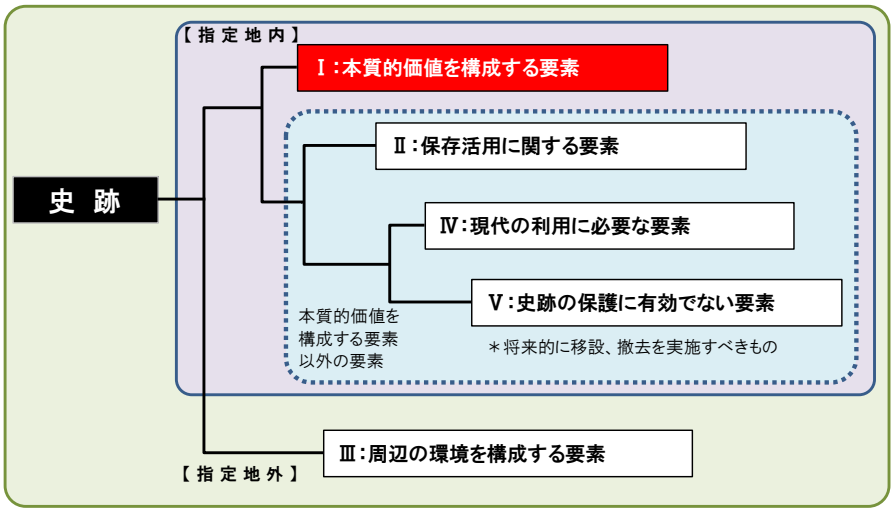

図4-10：史跡構成要素分類概念図

表4-1：史跡構成要素

Ⅰ：本質的価値を構成する要素		
普遍的	①貝塚と史跡地内の遺構・遺物・包含層	史跡としての価値を裏付ける要素であり、時代を超えて保護・継承すべき「普遍的な価値」と時間の経過や新たな価値評価の視点により付与された「副次的な価値」を構成する。
普遍的	②発掘された出土品及び調査記録	
副次的	③加曽利貝塚をテーマとした研究及びその研究資料	
副次的	④保存のために活動した人々の記録	
副次的	⑤縄文時代の植生を復原した景観	
Ⅱ：保存活用に関する要素		
	①史跡の保存と活用を実践する野外観覧施設等（貝層断面、住居跡群）	本質的価値を維持管理していくために必要なもの。往時からあるものではないが、当時の様式に倣っているもの。景観や環境形成に寄与しているもの。史跡の保護、情報発信などに必須なもの。
	②竪穴住居を原位置に建てて再現した復原集落	
	③史跡の見学や維持管理作業に必要となる園路	
	④史跡の保護や情報発信のための解説板や案内板	
Ⅲ：周辺の環境を構成する要素		
	①史跡内の緑地と一体となって、縄文時代の景観をなす緑地	史跡指定地外にあるが、史跡と一体となって景観を為すもの。
	②縄文人の活動の場を想起させる自然地形、河川、低湿地	
Ⅳ：現代の利用に必要な要素		
	①利用者が必要とする便益施設	公開や公園利用に際して必要となる工作物や設備など。
	②電気、水道などのインフラ設備	
Ⅴ：史跡の保護に有効でない要素		
	①縄文の景観を阻害し、史跡への悪影響が懸念される施設（博物館、駐車場）	時間の経過の中で自然的、人為的に付加されたもの。将来的に移設、撤去を実施すべきもの。
	②縄文の景観を阻害する現代的な設備や工作物（鉄塔、電柱、道路等）	

表4-2：本質的価値とそれを構成する要素

		本質的価値	構成要素
普遍的	1	東京湾沿岸に分布する大型貝塚を象徴し、環状と馬蹄形が連結する特異な形状	①貝塚と史跡地内の遺構・遺物・包含層 ②発掘された出土品及び調査記録
普遍的	2	縄文人の暮らしを紐解く情報の宝庫である良好な保存状態の貝層	
普遍的	3	縄文時代の景観を今に伝える、代表的な拠点集落	
普遍的	4	自然と調和した持続可能な社会を築き、2千年続いた貴重な集落	
副次的	1	近代考古学発展に寄与	③加曽利貝塚をテーマとした研究及びその研究資料
副次的	2	縄文土器編年の標準遺跡として土器研究の発展に寄与	
副次的	3	全国初の市民主導による遺跡保存の実現	④保存のために活動した人々の記録
副次的	4	野外博物館の実践と、それを支える保存科学の試み	
副次的	5	縄文時代と現代をつなぐ谷津と里山景観	⑤縄文時代の植生を復原した景観